

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	1
2 - 土壌汚染対策法の見直しの着実な実施	1
3 - 防火管理者等の定期義務講習の実施方法の緩和	2
4 - 複数の保安法令の申請書・窓口の統一	2
5 - 防火・防災管理者の届出基準の明確化	3
6 - ターミナル駅における消防法上の設備設置単位の分割方法について	4
7 - 非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限、離隔距離の緩和・撤廃	4
8 - 交通網未整備地域における2次交通手段としての送迎バスの活用範囲の拡大について	5
9 - 旅券の開示義務の緩和について	5
10 - 海外OTA経由の予約規制強化の件	5
11 - e-Taxソフト(WEB版)による法定調書の作成・提出対象およびデータ容量の上限の拡大	6
12 - 行政手続きにおける漢字コードの統一化	6
13 - eLTAXを通じた税額通知の促進	7
14 - 緑化面積の算出方法の見直し	7
15 - 工場立地法における緑地率の緩和推進	7
16 - 国有保安林解除手続きにおける審査の簡素化・迅速化	8
17 - 郵便・信書便制度の抜本的な見直し	8

18 - 古物営業法における「古物商」の許可規制の緩和	9
19 - シェアードサービス企業における社会保険関連業務の可能化	9
20 - 固定資産税評価業務の民間開放	10
21 - 包括的業務委託に際する保安業務の外部委託時の警備業法上の再委託からの除外	10
22 - 外国クルーズ船寄港時における貸切バスの営業区域拡大申請における提出書類の簡素化	11
23 - EDカードの廃止及びインターネットを活用した事前登録化	11
24 - 消防計画と防災規程の一体化	11
25 - 省エネ法に基づく省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化	12
26 - 道路使用許可の電子申請手続きの推進	12
27 - 生命保険会社に対する行政機関等からの照会文書に係る様式の統一化・電子化	13
28 - 公有水面埋立てにおける免許付与の対象拡大	13
29 - 公共サービスにおける在宅環境での業務委託の可能化	14
30 - LEDについて	14
31 - 流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(1)	14
32 - 流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(2)	15
33 - 流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(3)	15
34 - 容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し	16
35 - 移動式設備により製造した硝安油剤爆薬の火薬庫への貯蔵について	16
36 - 移動式製造設備におけるディーゼル車の基準緩和について	17
37 - 屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法について	17

38 -	化審法の少量新規化学物質確認制度、低生産量新規化学物質に関する審査の特例制度における総量規制等の見直し	18
39 -	化審法新規化学物質届出時の分解生成物の取扱い	18
40 -	化審法新規化学物質届出の際の高分子化合物の取扱い	19
41 -	訪日観光ビザの緩和	19
42 -	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	20
43 -	民間企業におけるマイナンバーの利用拡大について	20
44 -	個人事業主への法人番号の付番	21
45 -	個人番号カードのICチップ空き領域の技術情報の開示	21
46 -	スマートフォンを個人番号カードのサブカードとして利用	22
47 -	電子帳簿保存の承認要件の緩和	22
48 -	タイムスタンプの法的根拠	23
49 -	給与明細の電子化実施時の本人同意取付	23
50 -	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し	24
51 -	IoT応用WiFi(IEEE802.11ah)の国内導入を可能とする制度整備	25
52 -	無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器、発信器、中継器及び受信機に関する技術上の基準の見直し	25
53 -	ランプバスの運行許可に係る緩和措置	26
54 -	揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直し	26
55 -	畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更	26

56 - 金融子会社が行うグループ会社の従業者向け貸付けの貸金業法適用除外	27
57 - 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職(グループ間限定)の見直し	27
58 - 保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	28
59 - 保険契約の移転にかかる手続きの簡素化	28
60 - 建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和	29
61 - 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備について	29
62 - 借地借家法における正当事由制度の見直し	30
63 - 建築士事務所登録手続き等の統一	30
64 - 住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算について	31
65 - 公共建築物における構造種別制限の見直し	31
66 - 建物区分所有法における決議要件の変更	32
67 - 登記完了後に交付される書類の記載内容改善	33
68 - 外国人の入国管理に関する提案	34
69 - 高さが31メートルを超える物流施設における非常用エレベーターの設置要件の見直し (設置台数の削減)	35
70 - 石油コンビナート地帯における航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の緩和	35
71 - 航空機の装備品の整備委託管理における承認規程の見直し(受託者に関する記載の不要化)	36
72 - 航空機の予備品証明書交付に係る手続きの簡素化	36
73 - 装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準の改訂に係る届出要件の緩和	37

74 - 双発機による長距離進出運航実施基準の見直し	37
75 - 回転翼航空機への連続式耐空証明の交付	38
76 - 航空機の発動機等の限界使用時間及び整備方式に係る指定内容の見直し	38
77 - 航空機装備品の予備品証明の申請手続きの迅速化	39
78 - 酒類小売業免許における酒類販売業の承継手続きの簡素化	39
79 - 独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	40
80 - 独占禁止法第9条4項及び独占禁止法第9条ガイドラインの見直し	40
81 - 独占禁止法第11条による信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	41
82 - 省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進	41
83 - 第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げ	42
84 - 電気事業法における「ダム」の定義の見直し	42
85 - 第三種電気主任技術者試験を再受験する際の合格科目の取扱い変更	43
86 - 第一種電気工事士免状交付にかかる必要実務経験期間の短縮	43
87 - 簡易受電設備の保守条件(点検頻度・受託件数上限)の緩和	44
88 - 保安管理業務受託者が有するべき機械器具の要件緩和	44
89 - 小規模高圧需要設備の保安管理業務受託条件の公平化	45
90 - 省エネ優良事業者の届出負担軽減	45
91 - グループ会社単位での省エネ法定期報告の実現	46
92 - 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化	46
93 - 災害時の燃料供給に用いる非常用内燃式発電設備を対象とした電気事業法上の小出力発電設備の要件緩和	47
94 - ガスタービンの定期安全管理検査頻度の緩和	47

95 - 電気設備の低電圧区分の見直し	48
96 - シェアリングエコノミーの推進等によるリアルな「人間交流」「体験」の強化	48
97 - 輸出管理の規制品目番号体系の国際化	49
98 - 銀行の営業時間に係る規制の緩和	49
99 - 提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	50
100 - 普通銀行本体における不動産業務の取扱い解禁	50
101 - 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	51
102 - 生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	51
103 - 消費者間取引プラットフォームでの出品行為への景品付与の景表法適用除外による シェアリングエコノミー推進	52
104 - アメリカの美容師免許を、日本美容師免許に書き換え認可して頂きたい。	52
105 - アメリカ美容師免許の日本美容師免許への書き換えについて	53
106 - アメリカ美容師免許の書き替えにおける、規制緩和をお願い致します。	53
107 - 美容師免許の規制緩和	54
108 - 訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定における、運賃・料金の収受について	54
109 - ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和	54
110 - 訪日観光ビザの緩和	55
111 - 外国人留学生の労働規制の緩和	55
112 - 観光関連産業における外国人材登用のための制度整備	55
113 - 建築物に設置するクレーン等設置規則内のエレベーターの設置届提出期限の見直し	56
114 - 美容師資格の規制緩和	56

115 - 日本におけるアメリカ美容師資格の許可免除の提案	57
116 - 海外大学などで取得した免許を日本に帰国後に使えるようなシステムの構築を希望	57
117 - 貸付型クラウドファンディング(ファンド化・匿名化)	58
118 - 投資型クラウドファンディング(上限規制の緩和)	58
119 - アメリカ美容師免許を日本でも活かせるよう、美容師免許書き換えにおける規制緩和をお願いいたします。	59
120 - 乗用車 新車登録時 ナンバープレートの色 選択制導入	59
121 - 経産省の法規規制(LNG等の取扱について)	60
122 - 低温機器の規制改革	60

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 11月10日	28年 1月13日	自動化ゲート利用者の免税販売制度の周知強化	<p>[提案の具体的な内容] 入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。</p> <p>[提案理由] 日本在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る)については、所定の登録手続き(指紋情報の提供等)をすることで、入国審査官から認印を受けることなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。 免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことはなく、別途認印を自ら申し出なければならない。この周知が十分でないために、免税購入できずにクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土財法交務省通省省
2	27年 11月16日	28年 1月13日	土壤汚染対策法の見直しの着実な実施	<p>[提案の具体的な内容] 2015年6月16日の規制改革会議第3次答申に記載された「土壤汚染対策法の見直し」に関する以下の事項について、事業者の意見を踏まえ、着実に実行すべきである。</p> <p>1. 工業専用地域における土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべき。 2. 自然由来物質について、次の策を講じることにより、リスクに応じた必要最小限の規制とすべき。 土壤指定基準を、地下水環境基準および土壤環境基準と区別すべき。 自然由来汚染が判明している広い地域内では、土壤の移動を規制しない新たな制度を作るべき。 自然由来特例区域から外へ健全土壤として搬出するために行う認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とすべき。</p> <p>[提案理由] 現行の土壤汚染対策法では、土壤汚染の拡散を防止するため、3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合には、事業者に届出義務が生じる。また、人為的な汚染土壤のみならず、自然由来物質による汚染土壤についても規制の対象とされている。これらはリスクの大小を問わない一律で過剰な規制であり、事業活動に大きな影響を与えていた。 3,000 m²以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では、一般的な居住者が地下水を飲んだり、土壤を直接摂取することにより健康を害するリスクが低いこと。また、自然由来物質に係るリスクの大小によらない一律で過剰な規制により、工期の延長、工費の増加、多量の搬出土壌の運搬・処理が必要になり、土地の取引および利活用が萎縮していること。 提案の具体的な内容1.による効果は、国内の旧工場建屋および跡地の有効利用による生産拠点の海外移転の抑制および海外生産の国内回帰の促進、企業の設備投資意欲の下支え、形質変更工事着手の迅速化。2.による効果は、調査費および処分費の軽減による土地利活用促進、各事業所における調査および処分のための時間と費用の軽減、認定調査費用軽減による自然由来特例地域の緩和効果の発揮</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 11月17日	28年 1月13日	防火管理者等の定期義務講習の実施方法の緩和	<p>【提案の具体的な内容】 防火管理者は、多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係わる消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行うが、消防法令が改正され、甲種防火管理者として選任された者は、5年毎の再講習が義務化された。 講習の多くは、平日の昼間に開催されているため、受講者は業務を休み、その間、代わりの者が作業を行わなければならないなど、事業者・受講者側の負担は小さくない。 そこで、無事故無違反など優良事業者に対しては受講周期を延長する、また講習以外インターネット、通信教育等の手段を活用できれば、事業者・受講者側の負担を小さくできる。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 2003年6月に消防法が改正され、甲種防火管理者として選任された者は、5年ごとの再講習が義務付けられ、2006年4月1日より制度化された。これに先駆け、2005年度より防火管理者に対して再講習が実施されることになった。</p> <p>(b)要望理由 講習の多くは、平日の昼間に開催されているため、受講者は業務を休み、その間、代わりの者が作業を行わなければならないなど、事業者・受講者側の負担は小さくない。 そこで、無事故無違反など優良事業者に対しては受講周期を延長する、また講習以外インターネット、通信教育等の手段を活用できれば、事業者・受講者側の負担を小さくできる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 事業者・受講者の負担を小さくできる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省
4	27年 11月17日	28年 1月13日	複数の保安法令の申請書・窓口の統一	<p>【提案の具体的な内容】 消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の保安法令に基づく許可・届出等の申請書を統一するとともに申請窓口の一元化を要望する。</p> <p>【提案理由】 (a)危険物、高圧ガス等に係る設備の設置・変更等を行う場合、同一の設備であっても、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の複数の保安法令に基づいて、各々許可・届出等の申請が必要である。 (b)個々の法令ごとに申請書を作成し、所管省庁ごとに説明するのは、企業にとって煩瑣で多大な事務負担となっているため。 (c)申請書の様式の統一及び申請窓口のワンストップ化による事務負担の軽減、申請の合理化を通じた工期短縮によるコストダウン、早期事業化による競争力の強化が図られる。 さらに、複数の法令の統合が実現した場合、効果は一層増大する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 11月17日	28年 1月13日	防火・防災管理者の届出基準の明確化	<p>【提案の具体的な内容】 防火管理者・防災管理者の届出基準がわかりづらいので、わかりやすくして欲しい</p> <p>防火管理者・防災管理者の届出書が各消防署によって異なるので、全国で統一して欲しい(例:酒類販売管理者選任(解任)届出書)</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 届出基準の現状 ・消防法施行令別表第一のどれにCVSが該当するのか不明瞭(明確な表記がないため) ・複数テナントが入っているビルなどに店舗では、該当ビルがどのような防火管理者の届出をしているのか、ビルの管理会社もしくは所轄消防署に確認をして、店舗ごとの防火管理者の届出が必要か確認する必要がある。</p> <p>届出書現状 ・記載内容はほぼ同様にもかかわらず、各消防署によって届出書が異なる。そのため、店舗毎所轄消防署より届出書を入手せざるを得ず、非常に手間がかかっている。</p> <p>(b)要望理由 「防火・防災管理者の届出状況を把握し、正確に届出をしたいため」 届出基準の明確化 全国に多数の直営店がある中、店舗主体者が半年～1年半で変わる為、主体者(=防火(防災)管理者)が変わる都度、管理者変更届出書を各所轄消防署に提出している。しかし、店舗によって、戸建て店舗やテナントビル内など出店場所が様々な上、防火管理者の届出状況が異なるため、本部で正確な届出率管理出来ない状況である。店舗毎の届出の必要の有無を正確に把握するには、法令通りに計算し基準を満たしているか確認した後、管理会社もしくは所轄消防署に最終的に確認しないとならない為、非常に手間がかかっている。</p> <p>届出書の全国統一化 届出書は法人の場合、代表名(=社長)の捺印が必要。現在の届出書の流れは、 消防署(もしくはHP) 店舗 本部 店舗 店舗 消防署という流れで、非常に手間かかる。全国統一の届出書であれば、 本部(HP等より届出書を入手) 店舗 消防署と、非常に手間が減り、効率的である。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 より正確に、迅速に防火・防災管理者届出書を提出でき、さまざまな場所に出店している小売店等にとって非常に効果的である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
6	27年 11月17日	28年 1月13日	ターミナル駅における消防法上の設備設置単位の分割方法について	<p>[提案の具体的な内容] ターミナル駅が大規模化・複合化する中で、設備設置単位の分割方法は、開口部のない床又は壁により区画されている（消防法施行令第8条）「以下、令8区画」、または一定の条件をもった渡り廊下等で接続した（昭和50年 消防安第26号）「以下、渡り廊下基準」が一般的な法的取扱いとなっている。しかしこれらの仕様は空間的な制約が大きく分割条件として採用するには課題が多い。また、消防行政によっては独自の基準を設けている場合もあるが、協議の結果、分割できない事例もある。結果としてターミナル駅全体が一棟の設備設置単位となり、管理上の課題や過度な消防設備整備が必要となる場合がある。こうした状況を踏まえ、上記以外の法的取扱いの確立をお願いしたい。</p> <p>[提案理由] (a)現在、設備設置単位は、令8区画の場合、または渡り廊下基準の場合において、別の防火対象物として扱うことができる。これに加え、一部の消防行政において独自の基準を設け、設置単位を分割している事例がある。 (b)近年のターミナル駅は、他鉄道事業者との乗換利便性向上や駅ビル、ホテル、オフィス等との大規模化・複合化が進んでいる。その内で防火対象物をどのように分割するかは施設全体の安全を配慮しつつ、実効性の高い防火管理体制を構築する上で重要である。また消防設備の初期投資にも大きく影響てくる。 大規模な建築物で防火対象物を一体とした場合、消防用設備等のシステムの巨大化による信頼性の低下、利用特性が異なる複合用途の防火管理上の安全性の低下、日常管理等実質的な管理区分との相違等の課題が発生する。また防火対象物を分割することにより防火避難上、建物の維持管理上も有効性を向上させることができる。 現在の法的取扱いである「令8区画」「渡り廊下基準」は、ターミナル駅において各機能間の空間的な制約を受けるため、設置単位の分割の根拠とすることは困難である。また独自の基準においても協議に多くの時間を要し、結果として設置単位の分割ができない事例もある。よって独自の基準ではなく、「令8区画」「渡り廊下基準」以外の法的な取扱いの整理をお願いしたい。 (c)ターミナル駅の各機能を連続的に計画し、各防火管理体制の中で実態に合った防火対象物の区分を行うことで初期投資の軽減と防火避難上、日々の維持管理の有効性の向上が図れる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	総務省
7	27年 11月17日	28年 1月13日	非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限、離隔距離の緩和・撤廃	<p>[提案の具体的な内容] 首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められるが、非常用発電設備用燃料のオイルタンクはその設置場所により各種規制を受けている。地下であれば貯蔵量制限がないが、敷地面積の限られる都心部においては地下貯蔵槽を設けるための空地確保に苦労する場合が多く、首都直下地震の切迫性も高まる中、十分な燃料確保のためには屋内や屋上への貯蔵も望まれる。 一方、屋内や屋上の場合は貯蔵量上限や離隔距離の制限等により十分な貯蔵量を確保することが難しい。このため、屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限や離隔距離制限を緩和（もしくは撤廃）して頂きたい。</p> <p>[提案理由] (a)燃料を地下貯蔵槽に貯蔵する場合は貯蔵量制限がないが、地下貯蔵槽以外の場所で貯蔵する場合、貯蔵可能量や離隔距離などが制限される。 ・商業地域、重油の場合、建物単位で最大20,000L ・屋上貯蔵の場合、タンク毎に2,000L未満で、タンク周囲に幅3m以上の空地を確保 (b)首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められる中、地下貯蔵槽であれば貯蔵可能量の制限がないため、現規制下で必要な燃料を貯蔵する場合は「地下貯蔵槽」により対応することが多い。しかし敷地面積の限られる都心部では地下貯蔵槽を設けるための空地を確保に苦労する場合が多い。首都直下地震の切迫性も高まる中、地下貯蔵槽のみでは十分な燃料確保ができない場合も想定されるため屋内や屋上など地下以外の場所への設置も望まれるが、屋内や屋上の場合は上記の貯蔵可能量や離隔距離制限があり十分な燃料貯蔵が難しいため、屋内や屋上における貯蔵可能量や離隔距離の緩和が望まれる。 (c)屋内や屋上に十分な燃料を貯蔵することが可能となり、非常用発電機の長時間稼働に対応する燃料貯蔵が促進される。 ※「屋上の場合、最大2,000Lについて」 屋上タンクは法律上「屋内タンク貯蔵所」に該当すると指導されている。すると、危険物令12条2項の制限を受ける。12条2項1号でタンクは「タンク専用室に設置すること」とあり、結果、屋上にタンクをむき出して設置することは出来ないこととなる。そのため、危険物規則第28条の57の「一般取扱所」に関する許可の範囲内で屋上へのむき出してのタンク設置が認められている、という現状。28条の57第4項5号でタンクは指定数量未満となるため、2,000Lが上限となる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土総務省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
8	27年 11月18日	28年 1月13日	交通網未整備地域における2次交通手段としての送迎バスの活用範囲の拡大について	<p>徳島県内においては交通網の未整備地域が多く、特に自然を対象にした観光地においては、2次交通の不便さが都市部に比べて格段に顕著であり、外国からの個人旅行者にとっては移動の手段の確保が、その地域を旅行先に選択するかしないかの重要な要因ともなっている。</p> <p>そこで、各観光施設、および宿泊施設の所有する送迎バスの活用を提案するものである。</p> <p>現在、白ナンバーバス、緑ナンバーバスという区別で、施設所有のバスは、近隣の駅等への送迎のみが許可されているが、そのバスの運行範囲をもう少し拡大し、所在地域の観光地と観光地間の送迎や、該当施設と観光地間の送迎などが可能となれば、個人客の地方誘客へと繋げやすくなるものと考えます。</p>	ホテルサンシャイン徳島	国土交通省
9	27年 11月19日	28年 1月13日	旅券の開示義務の緩和について	<p>現状、到着受付の際に旅券のコピーおよび旅券コピーの保存を実施しておりますが、個人客の急激な増加に伴い、フロント業務に相当の負荷が生じておりますので、提案事項として、出入国管理時に厳しくチェック・管理されている事を前提として、ホテルにおいてはコピー等による「保存義務」を緩和(撤廃)して頂きたいと考えます。</p>	札幌パークホテル	厚生労働省
10	27年 11月19日	28年 1月13日	海外OTA経由の予約規制強化の件	<p>海外OTA(オンライントラベルエージェント)経由の予約に関し、昨今「取消し料」が発生する直前まで予約を入れ(ダミー予約?)、間際のキャンセルにより空室が出来てしまい、売上損失に繋がるケースが増加しております。</p> <p>提案事項として、施設単体での規制強化(宿泊約款の変更等による、キャンセルポリシーの改定)だけでは、完全に防止する事は難しい為、「海外旅行の際の法律」的なものの整備が可能であれば検討してもらいたい。</p>	札幌パークホテル	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
11	27年 11月25日	28年 1月13日	e-Taxソフト(WEB版)による法定調書の作成・提出対象およびデータ容量の上限の拡大	<p>[提案の具体的な内容] e-Taxソフト(WEB版)により作成・提出が可能な法定調書の範囲および、一度に送付できる容量の上限を拡大すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としており、法定調書の種類ごとに、基準年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である場合は、インターネットを利用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)や光ディスク等(CD・DVDなど)により提出しなければならない。 生命保険関係の支払調書については、e-Taxソフトで作成・提出可能となっているが、e-Taxソフト(WEB版)の対象には含まれていない。そのため、生命保険会社では、合計5,000件かつ10MBを上限とするCSVファイルの送付が可能なe-Taxソフト(WEB版)ではなく、1件ずつ入力するe-Taxソフトを通じた提出や、書面や光ディスクの郵送や持込みによる提出が必要となり、効率性の観点から大きな負担となっている。 また、仮に生命保険関係の支払調書がe-Taxソフト(WEB版)の対象に含まれた場合でも、生命保険会社業界は業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超てしまう可能性がある。 そこで、生命保険関係の支払調書をe-Taxソフト(WEB版)の対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大することを要望する。 要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省
12	27年 11月25日	28年 1月13日	行政手続きにおける漢字コードの統一化	<p>[提案の具体的な内容] 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。 税関係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住民基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。 行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
13	27年 11月25日	28年 1月13日	eLTAXを通じた税額通知の促進	<p>[提案の具体的な内容] eLTAXを用いて給与支払報告書を提出した企業について、自治体はeLTAXを通じても税額通知を行うべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、地方税法に基づき、地方税について1,000以上の給与支払報告書を提出する場合、eLTAXを用いて手続きを行う必要がある。しかしながら、地方自治体からの特別徴収の税額通知については、eLTAXを用いて内容をデータでも通知する自治体と紙媒体のみで送付する自治体がある。そのため、通知の内容をデータで管理する企業は、全市町村を対象にデータでの通知の有無を確認するとともに、紙媒体のみで送付する自治体に関しては企業が自ら給与控除のためのデータを作成する等、煩雑な作業が発生している。 そこで、eLTAXで給与支払報告書を提出した企業に対しては、自治体側もeLTAXを通じても通知すべきである。 要望の実現により、企業の事務作業の効率化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省
14	27年 11月25日	28年 1月13日	緑化面積の算出方法の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 工場の敷地の有効活用を通じた企業の生産性向上や投資促進に向け、例えば壁面緑化について算出方法を見直す等、緑化面積の算出方法が実面積の値に近づくよう見直すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、工場立地法に基づき、工場の敷地面積に対して一定の緑化割合を確保する必要があり、その算出方法は下記の通りになっている。 ·斜面緑化の場合:緑化面積=水平投影面積 ·壁面緑化の場合:緑化面積=壁面幅×1m この算出方法では、実際の緑化面積よりも小さく見積もることとなり、工場の敷地を有効に活用することができない。 そこで、例えば壁面緑化の場合について算出方法を見直す等、緑化面積の算出方法を実面積の値に近づけるよう見直すべきである。 要望の実現により、敷地の有効活用を通じた企業の生産性向上や投資促進に資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
15	27年 11月25日	28年 1月13日	工場立地法における緑地率の緩和推進	<p>[提案の具体的な内容] 工場立地法における緑地面積率、環境施設面積率について、都道府県準則で設定可能な基準を国の基準とする等、一層の緩和を推進すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、工場立地法に基づき、国の基準として緑地面積率20%、環境施設面積率25%以上を確保することが原則とされている。また、都道府県については、地域の実情に応じて準則を条例で定めることにより、国の定める範囲内で緑地面積率や環境面積率を緩和することが可能となっている。 しかしながら、準則を定めて面積率を緩和する自治体がある一方、準則を定めずに従来の面積率のままとなっている自治体もあり、自治体間の格差が大きくなっている。緩和が進んでいない自治体では、老朽化した工場の建替えや生産設備の増設が難しく、企業の設備投資を阻害している。 そこで、国の基準を都道府県準則に置き換える等、都道府県による積極的な緩和を促すべきである。なお、都道府県準則では、緑地率の上限を定めていないため、引き続き地域の実情に即した緑地率を定めることは可能であり、工場立地法の趣旨を逸脱しないと考える。 要望の実現により、各都道府県が実情に即した緑地率を設定することとなり、緩和が進む地域においては企業の生産活動の拡大につながると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
16	27年 11月25日	28年 1月13日	国有保安林解除手続きにおける審査の簡素化・迅速化	<p>【提案の具体的な内容】 鉱山や碎石山における保安林の解除手続きを行う際、全体計画に基づく事業継続案件である場合は、事前相談時の手続きおよび申請書類の大幅な簡素化を行うとともに、標準処理期間を設定するなど、審査の一層の簡素化・迅速化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 鉱山や碎石山の採掘に際して国有保安林の解除申請を行う場合、現在、新規案件と事業継続案件の区別なく、事前相談および本申請の手続きを行う必要がある。このため、全体計画に基づく継続案件の場合、2回目以降の解除申請においても初回の解除申請と同様の手続きを繰り返すこととなり、大きな負担となっている。 事業継続案件は一度本申請を経ているため、事前相談の目的と思慮される「解除申請書の内容の不備」や「当該事業に係る他の行政庁の許認可申請の未実施」といった問題が発生する可能性は低いと考えられる。そこで、事業継続案件については、事前相談時の手続きにおいて申請書類の大幅な簡素化を行うとともに、標準処理期間を設定するなど審査の一層の簡素化・迅速化を図るべきである。 要望の実現により、建設資材の安定的な提供が可能となり、今後予想される大規模災害からの復興等の突発的な増産にも対応できるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省
17	27年 11月25日	28年 1月13日	郵便・信書便制度の抜本的な見直し	<p>【提案の具体的な内容】 郵便法の独占範囲・罰則規定を、現状の信書という内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 郵便法により、信書の送達は日本郵便の独占事業となっており、同法の信書定義に基づき、総務省が事実上その解釈指針を定めている。しかしながら、定義が「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容規準によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書が送り方次第で信書に該当するか否かが変わるなど利用者にとって分かり難い制度となっている。また信書を郵便もしくは信書便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけではなく輸送を委託した利用者も懲罰または罰金が課せられ、現実に、一般輸送事業者が文書の荷受けの注意や、利用者による内容物の確認等を行っても、利用者が書類送検されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が萎縮するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。 総務省「情報通信審議会 郵政政策部会の中間答申に基づき、第189回通常国会で「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、特定信書便の参入条件が緩和されたものの、前述の課題が解決されるには至っていない。 諸外国では郵便の独占範囲を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在のように独占範囲を信書という基準で決めず、誰が見てもわかる大きさで範囲を決める外形基準に改めるとともに、利用者への罰則規定を廃止すべきである。これにより、郵便のユニバーサルサービス提供の為の原資は確保出来ると共に、利用者の利便性向上と多様な事業者の創意工夫による新サービスの創出、コストの削減、ひいては文書輸送市場の活性化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
18	27年 11月25日	28年 1月13日	古物営業法における「古物商」の許可規制の緩和	<p>【提案の具体的な内容】 古物営業法における「古物商」の許可規制に関して、以下を要望する。 古物と引き換えに、査定を行うことなく一律額で下取りを行う場合について、古物営業法に定める「古物商」の許可の対象外となることを明文化するとともに、許可が不要となる具体的な事例を公表する。 古物と引き換えに、査定を行うことなく一律少額のクーポン券やポイントを付与する行為を古物営業から除外し、「古物商」の許可を不要とする。</p> <p>【提案理由】 現在、古物営業法に基づき、古物の売買や交換等の行為は「古物営業」に該当し、都道府県公安委員会から「古物商」の許可を受けなければならない。古物商に該当する場合、管理者の設置、取引相手の確認、帳簿等の記録・保管等の各種義務の遵守が求められる。 その一方、査定を行うことなく古物と引き換えに一律額で下取りを行う場合については古物商の許可は不要として運用されている実態があるため、当該ケースにおいては古物商の許可が不要となる旨を明文化するとともに、許可が不要となる具体的な事例を公表すべきである。 また、古物営業法施行規則第16条1項では、1万円未満の少額取引については盗品等の混入の恐れが低いとみなし、取引相手の確認義務や帳簿等の記録義務を免除している。このことに鑑み、古物と引き換えに一律少額のクーポン券やポイントを付与する行為については盗品が持ち込まれる可能性も高くないと考えられ、古物営業の対象から除外し、古物商の許可を不要とすべきである。 要望の実現により、小額の古物に係る取引に企業が容易に参入でき、企業による家庭の不要品の回収が容易になる。その結果、リサイクル活動が促進され、ひいては、環境と経済が両立した持続性のある循環型経済システムの構築に寄与すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁
19	27年 11月25日	28年 1月13日	シェアードサービス企業における社会保険関連業務の可能化	<p>【提案の具体的な内容】 資本関係のあるシェアードサービス企業が、社会保険労務士法第二条に掲げる業務を行うことが可能となるよう規制を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、社会保険労務士法に基づき、社会保険関連業務は社会保険労務士や社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、企業が給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。 そこで、近年、ビジネスアウトソーシングやシェアードサービス化が進んでいることも踏まえ、同一資本グループ内でシェアードサービス会社を設けている場合は、社会保険労務士法上の制約を例外的に緩和すべきと考える。 要望の実現により、企業グループ内の社会保険業務は特定企業で担うことが可能となり、より専門機能に特化した形で会社組織を編成できる。ひいては、社員サービスの品質向上にも資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
20	27年 11月25日	28年 1月13日	固定資産税評価業務の民間開放	<p>【提案の具体的な内容】 固定資産税評価業務を民間に開放すべきである。</p> <p>【提案理由】 固定資産税の基礎となる「固定資産の評価」については、地方税法第404条に基づき、原則として市町村長が固定資産評価員を設置して行わせている。また、同法405条により、必要に応じて固定資産評価補助員を設置して固定資産評価員を補助することが可能となっており、一般的には自治体の税務担当職員が固定資産評価補助員として補助業務も含めて固定資産評価全般に係る業務を行っている。 固定資産評価業務のうち、補助的な業務は民間委託が可能となっており、一部の民間企業においては、航空写真の撮影等を通じた固定資産の現況調査や、専用のソフトを通じた評価額の算定を行っており、固定資産の評価事務についての豊富な技術やノウハウを有している。 一方、自治体においては、職員の人事異動が頻繁になされることに加え、昨今の財政健全化の流れによる定数削減、経費削減等が進んでおり、固定資産の評価に係る専門性・正確性のある人材が不足している。その結果、多くの自治体において固定資産税の課税誤りが発生するという問題も生じている。 そこで、これまで可能となってきた補助的業務のみならず、固定資産評価業務全般を民間に開放すべきである。なお、民間委託に際しては、公権力の行使にあたる「立ち入り検査」および「質問検査件」については、その内容や範囲等について地方自治体の指示のもとに行なうことを前提として差し支えない。 要望の実現により、固定資産に対する一層適切な評価・課税、市町村職員の負担軽減、経費削減、雇用の促進等の様々なメリットが生じる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省
21	27年 11月25日	28年 1月13日	包括的業務委託に際する保安業務の外部委託時の警備業法上の再委託からの除外	<p>【提案の具体的な内容】 上下水道事業の運営について、地方自治体等から民間企業に包括的に業務委託(施設の運転管理業務等 + 保安業務)される際、当該企業が受託した保安業務を別の警備会社に委託する行為を「発注代行」とみなし、警備業法上の再委託に当たらない取扱いとすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、上下水道事業において、地方自治体等から民間企業へ業務委託が進んでおり、特に施設の運転管理業務に加えて保安業務も一括で発注される事例(包括的業務委託)が増加している。この場合、当該企業は受託した業務のうち、保安業務を別の警備会社に委託することになるが、この行為が警備業法上の再委託と見なされ、当該企業も警備業の認定を求められる。 警察庁丁生企発第408号「警備業者に対する警備業務提供委託に関する指針について(通達)」によると、警備業法の目的である「警備業務の実施の適正を図る」の趣旨は、名義貸しや再委託により依頼者(発注者)が認識できていない体制(契約無関係)での業務実施や、責任の所在が不明確な状態での業務実施を禁止することにある。自治体から包括的業務委託を受けた企業が警備会社に保安業務を委託する場合、発注者(地方自治体)へその契約内容を提示し、責任の所在も明確になるため、法の目的は達せられるため、警備業の認定を受ける必要はないと考える。 また、包括的業務委託において、当該企業が建設業務を建設会社に委託する場合、自治体の発注業務を代行しているとみなされ、建設業の許可は求められない。このことも踏まえ、警備業法においても「発注代行」として同様の取扱いとすべきである。 要望の実現により、民間企業への運営事業の包括的業務委託の推進につながると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
22	27年 11月27日	28年 1月13日	外国クルーズ船寄港時における貸切バスの営業区域拡大申請における提出書類の簡素化	<p>クルーズ船の寄港や大型イベントの開催等、大量の貸切バスによる団体輸送需要が一時的に発生し、当該地域の運送業者の輸送力のみでは対応できない場合には、国土交通省の通知に基づき、運送事業者が各運輸支局に臨時の営業区域設定を申請するが、申請にあたっては、原則国又は地方公共団体が発出した当該輸送要請があり臨時の営業区域設定を行うにあたり正当であることを示す文書の写しを添付する必要がある。 当該文書の添付を不要とし、手続きの簡素化を図っていただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>(1)クルーズ船寄港は一部の港湾に限定されるため、団体輸送需要の発生は文書によらずとも把握できること。寄港の事実、寄港するクルーズ船の規模は各港湾管理者や地方自治体がホームページ等で公開しているほか、関係機関(CIQ、運輸支局等)には連絡をしているケースがほとんどであり、これ以外の場合においても運輸支局等が港湾管理者や地方公共団体に口頭確認すれば足りると考える。</p> <p>(2)中国発着を中心とする一部のクルーズにおいては、取引形態から寄港直前にならないと手配会社によるバスの確保が行われない場合が多い。需給のマッチングについては地元バス協会にも御協力いただいているところであるが、協会に加盟していない事業者もあり、地方自治体においても貸切バスの需給状況を常に把握・予測することは困難である。</p> <p>(3)東アジアにおけるクルーズ需要の拡大を受け、九州の各港を中心に寄港回数が急激に伸びており、手続きは可能な限り簡素化することが望ましいこと。</p>	日日宮向南崎市市県	国土交通省
23	27年 11月30日	28年 1月13日	EDカードの廃止及びインターネットを活用した事前登録化	<p>[提案内容] 入国審査場に置いてあるEDカードの様式をパソコンでダウンロードできるようにし、訪日外国人が旅行前にプリントアウトし記入した上で、到着時の入国審査にのぞむことができるようすべき。さらに、将来的には、EDカードの廃止およびインターネットを活用した事前登録化も検討すべき。</p> <p>[提案理由] 訪日外国人旅行者数の急増にともない、入国審査場が混雑しているが、入国審査に時間を要する要因が、EDカードの記入漏れや記入ミス。EDカードを正確に記入するため、事前に記入できる環境を整えるべき。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省
24	27年 11月17日	28年 1月22日	消防計画と防災規程の一体化	<p>[提案の具体的な内容] 消防法に基づく消防計画と、石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程は、内容が重複する部分が多く、一体化を要望する。</p> <p>[提案理由]</p> <p>(a)消防法に基づき事業者が作成する消防計画と石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程は、内容に重複する部分が多いが、別の法律のため各々策定する必要がある。また、各々に対応する社内規程も別々になっている。</p> <p>(b)内容が重複する計画・規程等を各々策定することに伴い事務負担が増大しているため。また、対応する社内規定も各々策定せざるを得ず、従業員の理解の妨げとなるため。</p> <p>(c)計画・規程の策定作業の合理化、防災対策に関する従業員の理解の促進が図られる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
25	27年 11月25日	28年 1月22日	省エネ法に基づく省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化	<p>[提案の具体的な内容] 省エネ措置の届出を行なう際は、申請方法として新たにオンライン申請(電子政府の総合窓口:e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等による申請を可能とすべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、省エネ法に基づき、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築主や所有者は所管行政庁に省エネ措置の届出を行なう必要がある。届出の際に必要な書類には、定形届出書のほか、建築図(各階平面図・立面図・断面図)、各設備図(空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備の機器表、系統図、仕様書、平面図)、各種計算書(一次エネルギー消費量計算書、PAL*計算書)等があり、正副2部、A4ファイルなどに綴じて提出している。 届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力しファイリングしたものを2部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請(電子政府の総合窓口:e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等、データでの申請を可能とすべきである。 要望の実現により、企業側は届出業務に係る作業負担の軽減やペーパレス化による印刷コストの低減、行政側は申請書類の管理の効率化が見込まれる。また、ペーパレス化による環境負荷の低減も期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
26	27年 11月25日	28年 1月22日	道路使用許可の電子申請手続きの推進	<p>[提案の具体的な理由] 道路使用許可の手続きについて、電子申請を一層推進すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、道路における工事や作業等の「特別な使用行為」を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。現状、申請の電子化が進んでいるものの、一部の警察署では電子申請が可能でないため、遠隔地より道路を管轄する警察署の窓口に出向き、申請書類の提出をする必要が生じ、大きな負担となっている。 書類提出の際、窓口では記載事項の抜け・漏れをチェックする程度であり、電子申請とした場合でも、必須項目の未記載チェックや記載例の明記により従来同様の運用が可能であると考えられる。 要望の実現により、道路許可申請時における手続きの迅速化や、申請の管理、ワンストップ化ならびに適正化の一助となる等、国民・行政の双方にとって大きなメリットが得られる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
27	27年 11月25日	28年 1月22日	生命保険会社に対する行政機関等からの照会文書に係る様式の統一化・電子化	<p>【提案の具体的な内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減等を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一や照会手続の電子化を一層推進すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っており、大きな負担となっている。 行政機関からの照会文書の様式の統一、および電子化を図ることにより、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現や行政機関における文書の印刷・郵送コストの削減、行政手続の迅速化による国民の効用の増加等、様々なメリットが生まれる。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することも可能になると考えられる。加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することを通じて生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生命保険への加入の有無を行政がすぐに把握でき、生活保護の支給開始までの期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。 昨年度も同様の要望を提出し、警察庁・国税庁・厚生労働省とは照会文書の様式の統一化を実現、実施状況をフォローしている状況であり、総務省は統一に向けた検討を進めているとの回答を得た。引き続き、様式の統一化や照会手続の電子化を進めることを要望する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生総財警労務省
28	27年 11月25日	28年 1月22日	公有水面埋立てにおける免許付与の対象拡大	<p>【提案の具体的な内容】 私人(民間企業)が行う公有水面埋立てについて、「公共の利益に寄与する」場合として、地域の活性化に寄与する埋立てについても免許付与の対象とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、公有水面埋立法に基づき、私人(民間企業)が埋立てを実施する場合、免許を付与される対象は、「公共の利益に寄与する」ものとなっており、電力やガス等が許可を受けている。 地方創生がわが国の最重要課題となる中、例えば航空機産業や造船業など、経済波及効果や雇用創出効果が大きく、地域の活性化に寄与する産業がある。このような産業に係る埋立てについても「公共の利益に寄与する」とみなして免許を付与し、私人の埋立てを認めるべきである。 要望の実現により、地域経済を支える産業の生産活動が維持・強化され、地域の持続的な発展につながると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
29	27年 11月25日	28年 1月22日	公共サービスにおける 在宅環境での業務委託 の可能化	<p>[提案の具体的な内容] コールセンター等の公共サービスの委託に際し、在宅型テレワーカーを雇用・契約する民間企業への委託を可能にすべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、国や地方自治体業務の一部を民間委託している。しかししながら、例えばコールセンター等の運営業務の委託仕様書にある要件は、集合センターを前提としたものとなっているため、在宅型テレワーカーを雇用・契約する民間企業では官公庁の入札案件を満たすことができない。 国等が民間に委託できない理由は「適切な管理の確保」ができないことに起因すると考えられるが、ITを活用して情報セキュリティの確保、業務監視などを行うことで、目的は達成される。事実、民間企業間では在宅環境での業務の受・委託を行っており、公共サービスにおいても在宅環境での業務委託を可能とすべきである。 要望の実現により、在宅型テレワーカーの就業機会の一層の確保につながる。また、通信コストや事務所賃料、勤務者の交通費の削減を通じて、廉価で高品質なサービスの提供が実現すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府
30	27年 11月26日	28年 1月22日	LEDについて	新聞でLEDの製造が20年を目処に規制されるとの報道をみました しかし取り替えにはコストがかかり五年後では対応できません もっと期間に余裕を持って下さい	民間企業	経済産業省
31	27年 12月1日	28年 1月27日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望 (1)	<p>セーフハーバーの基準と要件の見直し(その1)</p> <p>現行ガイドラインにおいて、一定の基準を満たせば規制の対象外となる範囲(いわゆるセーフハーバー)が設定されているのは、競争品の取扱い制限と厳格な地域制限の2つの行為類型のみである。また、セーフハーバーの要件もシェア10%未満かつ市場での順位が4位以下と極めて狭い条件と言わざるを得ない。なぜ、現行のガイドライン策定時にこのようなシェア基準が設けられたのか、その理由や経緯を改めて検証する必要があると考える。また、この機会にセーフハーバーに対する公正取引委員会の考え方を整理していただきたい。そのうえで、当業界としては、セーフハーバーは以下のようないい處があると考える。</p> <p>まず、セーフハーバーが認められる行為は、安売り業者への販売禁止及び表示価格の制限を含めた非価格制限行為全般に拡大することを要望する。安売り業者への販売禁止と表示価格の制限については、行為そのものは非価格制限行為に分類されるものであり、原則違法の取扱いとすることは非常に違和感がある。また、実際の販売価格に直接関与するものではないため、価格維持効果が大きくない場合もあると考えられる。本年の改正において価格維持効果の内容が明確にされたが、安売り業者への販売禁止や表示価格の制限によって、常に「流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し、又は引き上げられることができるような状態」になることはないと考えられる。かような状態になるのは、市場で優越した地位にあるメーカーが、安売り業者への販売をくまなく禁止する場合や、表示価格だけでなく実売価格も拘束する場合と考えられる。価格維持効果が大きいと断じている現行のガイドラインは、市場での力関係について、メーカーが流通業者に優越していることを前提にしていると言わざるを得ず、現状の市場実態からかけ離れた前提での考え方となっている。</p>	(一社)日本電子情報技術産業協会 (一社)日本冷凍電機工業会 (一社)日本空調工業会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
32	27年 12月1日	28年 1月27日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望 (2)	<p>セーフハーバーの基準と要件の見直し(その2)</p> <p>セーフハーバーの要件については、従来から申し上げているとおり、他ガイドライン等を参考するなどして、要件を緩和すべきである。具体的には、少なくともシェア基準は30%以下として、市場順位は不問とすべきである。なお、EUの垂直的制限規則では、流通業者のシェアも考慮することが定められているが、通常は、メーカーによる行為の市場への影響を分析するには、メーカーのシェアを考慮すれば十分であり、流通業者のシェアが必要なケースは、かなり特殊なケースであると考えられる。流通業者のシェア基準を設けるのであれば、市場の特殊性から流通業者のシェアを考慮することが必要な場合に限るなど、通常は、メーカーのシェアのみ考慮することが明記されるべきである。</p>	(一社)日本冷凍機械工業会	公正取引委員会
33	27年 12月1日	28年 1月27日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望 (3)	<p>価格維持行為の取扱いについて</p> <p>今回の改正において、再販売価格維持行為が適法となる「正当な理由」が記載されたが、既述したとおり、当該理由を満たしているかどうか、事業者が判断することは極めて困難である。一方で価格制限行為は、悪質性が大きく競争に悪影響を与えるおそれがありとの主張があるのも十分承知している。家電業界として、価格維持を行いたいと要望したいわけでは決してなく、あくまで適正な商品価値を消費者に伝え、購入の納得性を高めたいということが目指すところである。</p> <p>したがって、安売り業者への販売禁止と表示価格の制限をセーフハーバーの対象とすることに加えて、確認的に以下の手当てがなされるべきである。</p> <p>(1)安売り業者への販売禁止 セーフハーバーに該当しない場合であっても、「価格維持のおそれ」の定義に照らして、個別具体的に競争制限効果を判断し、価格維持のおそれがなければ、違法ではないことを明記する。</p> <p>(2)表示価格の拘束 セーフハーバーに該当しない場合であっても、実売価格を拘束するものではなく、メーカーの示した表示価格を流通業者が守らなかつた場合にリバートの提供条件を変更するなど、拘束性が低い場合には、違法ではないことを明記する。</p>	(一社)日本冷凍機械工業会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
34	27年12月1日	28年1月27日	容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 5年毎の高圧ガス容器の再検査に、欧米で実績のある音響と超音波(非破壊)による検査を認めるべきである。</p> <p>[提案理由] 現状では、外観検査は外表面のさび、塗装等の異物を除去して地肌の状態が良く観察できるようにしたのち行う外部・内部検査と、液圧により耐圧試験を行わなければならない(容器保安規則細目告示第三条、第五条)。 要望理由は、以下が挙げられる。 5年毎に水圧検査と目視による外観検査が義務付けられており、検査コストが高く、水圧検査によって高純度ガスを使用する高圧ガス容器が汚れてしまい、復旧にもコストがかかる。 現状、約2ヶ月かかる検査時間(解体・検査・洗浄・組立)を約1日に短縮できる。 欧米や韓国・台湾・中国では、音響や超音波を利用した合理的な検査方法が既に認められており、安価に運用されているが、日本では認められていないため、国際競争力の低下の一因となっている。また、安全面では目視検査で行う外部・内部検査は試験員の力量に頼ることになるが、音響や超音波測定機器を用いて行う検査では検査精度や安定性に優れている。 現在、経済産業省令第二十四号第三条に規定する特例措置の認定を受けて企業実証特例制度で実証試験が行われているが、実証終了後は速やかに音響や超音波を利用した合理的な検査方法が一般化されることを望む。 実証試験では、米国等で実績のある検査手法や機器を用いて従来手法との対比性能試験や運用試験を行い、音響や超音波を用いた検査方法の安全性・有効性についての立証を進めている。</p> <p>これらの要望が実現すれば、高圧ガス容器の再検査に係るガスコストの低減に期待される。また、検査時間の短縮による効率的な容器運用が可能となり、ユーザー、ガス会社、検査会社等の広い業界での国際競争力強化が見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
35	27年12月1日	28年1月27日	移動式設備により製造した硝安油剤爆薬の火薬庫への貯蔵について	<p>[提案の具体的な内容] 移動式製造設備にて製造された硝安油剤爆薬の火薬庫への入庫を可とすべきである。</p> <p>[提案理由] 火薬類取締法施行規則第5条の2第1号において、移動式設備による硝安油剤爆薬の製造量は、1日の最大製造量が1日の消費見込み数量以下であることと定められている。 鉱山で横孔穿孔の発破を行う場合は、発破孔へ直接装薬できないため、移動式製造設備で製造した爆薬を一旦収納袋へ収め、発破箇所へ運搬し別途装填する必要がある。しかし、装薬中に急な気象変化等の影響で袋へ収めた爆薬を当日装薬できなくなるケースもあり、この場合、火薬庫に貯蔵し、翌日以降で消費することとなる。また、前日に製造した硝安油剤爆薬を火薬庫に貯蔵することができれば、横孔穿孔の発破と縦孔穿孔の発破の装薬作業を同時にを行うことが可能となり、装薬作業の時間短縮に繋がり、作業者の負担軽減、安全性の向上にも寄与する。 また、鉱山保安法施行規則第13条第5号に規定する「紛失を防止するための措置」として、原子力安全・保安院(当時)が定めた内規「鉱業権者が講すべき措置事例」では、移動式製造設備における措置で「1作業日終了後残余の硝安油剤爆薬は、速やかに火薬庫又は火薬類取扱所へ移動する」とあり、製造数量が消費数量を上回ること、ならびに残余爆薬の火薬庫・火薬類取扱所への移動を認めている。前述した現場での作業状況に対応した方向で火薬類取締法も規制緩和を求める。 要望が実現した場合には、装薬作業の時間短縮に繋がり、安全性の向上、作業者の負担軽減、にも寄与する。また、火薬類取締法と鉱山保安法の矛盾も解消される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
36	27年 12月1日	28年 1月27日	移動式製造設備におけるディーゼル車の基準緩和について	<p>[提案の具体的内容] 移動式製造設備のディーゼル車の基準について、燃料を二号軽油と限定せずに、引火点50度以上の軽油とすべきである。</p> <p>[提案理由] 火薬類取締法(告示第302号第5条)において、移動式製造設備のディーゼル車の基準として、「機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること」とされている。 しかし、燃料については二号軽油を使用することとしているが、寒冷地で冬季に燃料が分離・凝結し、車両としての機能を果たせず、却って安全性を損なうこととなる。また、寒冷地では冬季の二号軽油の入手が難しく、実際は、特例で「二号軽油と同等以上の品質の軽油」の使用が認められ、二号軽油以外の軽油(引火点50度以上の三号軽油等)を利用している。 本要望が実現した場合には、燃料は、寒冷地でも入手可能な三号軽油等の利用が可能となり、実情に沿った規制に見直されることとなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
37	27年 12月1日	28年 1月27日	屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法について	<p>[提案の具体的内容] 屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断を、タンクごとに行うこととすべきである。</p> <p>[提案理由] 現行法上、危険物の貯蔵を行う場合、指定数量以上の場合は、危険物貯蔵所として消防法、指定数量未満の場合は、少量危険物貯蔵所として市町村条例の適用を受ける。 屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断については、タンクごとに判断するとの各市町村条例の下の運用基準や規則で規定されている場合もあるが、必ずしも統一されていない。このような運用を定めていない市町村では、複数タンクを設置する場合に、タンクごとに判断をすれば少量危険物貯蔵所となる場合であっても、複数のタンクの貯蔵量を合計し、危険物貯蔵所と判断されることがあり得る。 実際に、農業用ハウス暖房設備として、指定数量2,000リットルの重油につき、1,900リットルタンク8基の設置届出をする際、当初は危険物貯蔵所と判断されたものの、協議の結果、少量危険物貯蔵所として扱われることとなった事例があり、企業は対応に苦慮している。 要望が実現した場合には、各市町村での見解の違いによる対応が必要なくなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
38	27年 12月1日	28年 1月27日	化審法の少量新規化学物質確認制度、低生産量新規化学物質に関する審査の特例制度における総量規制等の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 少量新規化学物質については、各社それ各自年間1t以下、低生産量新規化学物質については、各社それ各自年間10t以下とすべきである。また、確認の申出受付頻度は通常新規と同じ年10回とすべきである。 ・もしも複数社から届出された場合の安全を担保するため、追加情報に基づきリスクに基づく合理的な評価、判定をするしくみを導入することが考えられる。 ・例えば、ばく露情報の考慮、log Pow、生態毒性(一種)等の確認をすること等</p> <p>[提案理由] 化審法第3条第1項第5号および施行令第3条第2項、化審法第5条および施行令第4条により、「少量新規、低生産量新規とともに国全体でそれ各自1t/年以下、10t/年以下」となっている。また、申出受付頻度は、4半期に1度となっている。 要望理由としては、以下が挙げられる。 ・複数社が同一物質に関して確認申請を行った場合、国による数量調整等により、必ずしも申請数量どおりの製造・輸入許可が得られず、当該事業の予見性を損なっている。 ・諸外国ではこのようなルールは一般的ではなく、日本企業の競争力を低下させている。 ・事業者が事業機会を逃すことなく、かつ、競争力を高める観点から、申出受付頻度は、「4半期に1度」から「10回」に変更することを求める。 要望が実現した場合には、事業の予見性の確保、事業の機会損失低減、競争力の増大に寄与する。また、事業を継続するため、少量新規枠から外れることによる約1,000万円、低生産枠から外れることによる約2,000万円程度の試験費用の削減も可能である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省 労働省
39	27年 12月1日	28年 1月27日	化審法新規化学物質届出時の分解生成物の取扱い	<p>[提案の具体的な内容] 1%以上の分解生成物に対し一律的に試験要求すべきでなく、リスクに応じた安全性評価を実施すべきである。 <具体的な対応> ・低生産枠(製造・輸入数量が上限値が各物質毎に年間10トン以内)での生分解性試験は間接法とし、10%未満の分解生成物は同定・評価不要とすべきである。 ・例えば、製造量等が10トン超の場合のみ直接定量を実施。 ・分解物の生成量等に応じて、濃縮度試験の選択、人健康、生態影響試験等の選択を可能とすべきである。 (logPo/w 3.5の場合(HPLC法)のみ、QSAR、Expert Judgeなど)</p> <p>[提案理由] 化審法の運用において、分解度試験の結果、分解生成物が生じ、1%以上残存する場合には、その分解生成物を特定し、個別に試験を実施することが求められている。要望理由としては、以下が挙げられる。 ・本制度は、日本のみの制度(EU、韓国等では100t超で分解物の同定が必要)であり、低生産枠内(年間10トン以下)は、間接法とするべき。 ・また、低生産枠内であれば、10%未満の分解生成物が発生しても1トン未満となる。化審法等により、年間1トン以下の少量新規制度においては、有害性情報の国への提供は不要となるため、低生産の10%未満の分解生成物は、同定・評価は不要とすべきである。 ・分解物は、親化合物由来であること、通常は分解により極性化され、さらに代謝されるなど、無毒化の方向にあることも考慮 ・また、評価に際し、政府において平成21年化審法改正時の国会附帯決議「定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること」に指摘があったように、要望内容にあげた手法(QSAR、Expert Judgeなど)の手法を活用すべきである。 ・1物質あたり約3,000万以上、期間としては数年にわたることもあり、分解生成物の試験に多大な費用と時間を要する。また、試験のコストや要する期間等から研究開発のスピードを著しく短縮、又は開発を断念することがある。 要望が実現した場合には、費用面では、分解生成物が1物質ごとに約3,000万円の削減可能(多い場合は3物質以上になることも)で、開発期間も物質数に応じて伸びたものが短縮可能。その結果、海外への拡販を断念する事例が減少することも期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省 労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
40	27年12月1日	28年1月27日	化審法新規化学物質届出の際の高分子化合物の取扱い	<p>【提案の具体的な内容】 2%ルールを導入すべきである。2重量%未満のモノマー及び反応成分については、ポリマーの名称に含めなくてもよいものとする。(個々のモノマー及び反応成分について2%であって、total 2%でない。)ポリマーの定義はOECDの定義と同様とすべきである(「数平均分子量1,000以上」を削除)。</p> <p>【提案理由】 「根拠法令」運用通知 平成23年3月31日、薬食発0331第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号、2.2-1(2) の二において、原則として、既存のポリマーに微量の別モノマー(新規物質の場合はその合計が1%以上、既存物質の場合はその合計が2%以上)を加えて合成したポリマーが既存物質リストに収載されていない場合は、全て新規化学物質扱いとされている。養老の理由としては、以下が挙げられる。 ・安全性の担保の理由として、HPL Environmental Consulting Services LLC報告書によると28年間の実績の観点から2%ルールは問題ないとされている。また、化審法高分子フロースキームで確認された高分子化合物(低懸念ポリマー含む)においては、2%程度の単量体を幾つか添加しても(高分子の分子量が大きく、低分子量成分の含有量が少なく、かつ、いわゆる懸念官能基等を含まない場合)、その安定性、蓄積性が大きく変化することは考えにくい。 ・諸外国では2%ルールが国際標準であり、経済的・時間的負担も大きい。具体的には、高分子フロースキームによる試験費用として、150万円/物質、試験期間として、申請期間として約9か月を要す。</p> <p>要望が実現した場合には、経済的には、150万円/物質の削減が可能で、時間的にも試験・申請期間(約9か月)の短縮が可能。その結果、事業の機会損失も低減することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経厚 環境生 産労 省業動 省省
41	27年12月2日	28年1月27日	訪日観光ビザの緩和	<p>【内容】 中国など観光ビザの要する国について、在日留学生等の親族、友人の訪日ビザ・観光ビザの発行条件を緩和する。</p> <p>【理由】 在日親族・友人による観光ガイド、通訳ができる等の利点を生かせ、ガイド不足や言葉の壁によるトラブルなどを防げるため。</p>	(一社)全国空港ビル協会	法警外 務空港 省省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
42	27年12月7日	28年1月27日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	<p>【提案の具体的な内容】 お客様にとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業会社のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有するお客様の住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するため、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目指して検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。 東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。 また、「日本再興戦略」改訂2015には、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの提供等が掲げられている。例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 さらに、マイナーポータルが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客様の利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房
43	27年12月7日	28年1月27日	民間企業におけるマイナンバーの利用拡大について	<p>【提案の具体的な内容】 「安全措置基準」を緩和し、一定の情報セキュリティ条件を満たせばマイナンバーを企業においてIDとして活用できる施策を講じていただきたい。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」第4章にて記載。「個人番号を利用する事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個人番号を利用するには、主として、源泉徴収票及び社会保障の手続書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合である。」 <要望理由> 政府の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)」では、2020年までに個人番号カード活用シーンが展開されている。そのなかで、2016年4月に「個人番号カード」の「ICチップが民間開放」され、「民間企業の社員証」等への適用が記載されており、「個人番号カード」の利用シーンは企業にとってメリットが高い。 また、企業が管理すべき情報と官公庁が管理する情報に齟齬が生じないよう、マイナンバーを共通の番号として、善良なる企業であれば必要に応じ従業員の情報を入手することができる様な基盤が構築されれば、企業にとって省力化が実現できる。 <要望が実現した場合の効果> セキュリティ面のレベル向上：政府が進める「すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端」国家を民間企業にも適用すれば、企業が個別に対応してきたセキュリティなどの基盤構築で一定レベル維持が達成できる。 マイナンバーをKEYとしたデータ活用：企業が扱う従業員等に対し、現状は本人から申請したデータを登録しているが、マイナンバーをKEYとして官公庁が管理している情報を共有することができれば、その信憑性が高まる。 懸念点：共通基盤の確立により、国内外からの情報漏えいの脅威は高まることが想定される。情報管理における脆弱性の回避措置が必須である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
44	27年12月7日	28年1月27日	個人事業主への法人番号の付番	<p>[提案の具体的な内容] マイナンバー制度の一環として、法人番号が2015年10月以降に付番されるが、会社登記ベースの付番となっており、未登記の個人事業者に関しては対象外とされる。 個人事業主については法人格は無いものの、商業ベースでは法人扱いをしていることから、法人番号またはそれに準ずる番号を付番することで、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 法人番号は個人事業主に対しては付番対象外とされている。</p> <p><要望理由> 個人事業主といえども商業ベースや金融サービス上では法人に準じた扱いをすることが多いにもかかわらず、今般のマイナンバー制度では、法人番号の付番対象から外れるため、事業主の個人番号で識別・特定せざるを得ない。 しかしながら、個人番号は用途が税・社会保障・災害対策の3分野に限られるため、ビジネス上の取引先管理やマーケティング等に利用することができず、商取引における取引先の識別・特定や名寄せ等への利用が実質的に不可能であり、実務上の不都合を生じることが懸念される。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 個人事業主にも法人番号またはそれに準じた番号を付番することで、商取引における識別・特定や名寄せなどに活用できるようになり、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保できると期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府
45	27年12月7日	28年1月27日	個人番号カードのICチップ空き領域の技術情報の開示	<p>[提案の具体的な内容] 個人番号カードのICチップ空き領域を民間が利用するためのICチップに搭載するアプリを作成するために必要な技術情報を開示すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> ICチップ空き領域を利用する際にアプリを開発するために必要となる技術情報が総務省からも地方公共団体情報システム機構からも公開されていない。 政府・与党において個人番号カードの空き領域の利活用について活発に検討が行われている。</p> <p><要望理由> 個人番号カードの空き領域を民間開放することで、番号カードをマルチカード化する企画が政府・与党においても検討されている。 民間開放することで、例えば、民間企業が自社事業所のセキュリティ対策として既に利用中の社員用ICカードが暗号処理等を利用している場合、この機能を番号カードに搭載するためにはICチップの空き領域に暗号処理機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。また、銀行のキャッシュカードに代表される、生体認証機能を番号カードに搭載する場合、ICチップ内で生体認証処理を行う機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。 上記のようなアプリを開発するためには、アプリ上で複雑な処理を実装するための技術情報の開示が必要となる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
46	27年12月7日	28年1月27日	スマートフォンを個人番号カードのサブカードとして利用	<p>[提案の具体的な内容] 公的個人認証の電子署名の複数枚発行及びスマートフォンへの搭載を規制緩和することにより個人番号カードのマルチカード化を実現すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 公的個人認証法で電子署名の二重発行を禁止している。 (第6条電子署名用電子証明書、第25条利用者証明用電子証明書)</p> <p><要望理由> 個人番号カードのマルチカード化の実現には、ICチップ空き領域の利用と公的個人認証の利用の2つの方法がある。ICチップの空き領域は現状、容量が小さく、多数の用途に使用することに限界がある。一方、公的個人認証にはその制限は無いものの、マイナンバーが券面記載されている個人番号カードを常に持ち歩くことに抵抗を持つユーザーもいると考えられる。 このため、常に身に着けているスマートフォンや携帯電話をサブカード化することで利便性が向上する。なお、セキュリティー対策としてスマートフォン紛失時等における同機能のリモート消去等の安全措置は必要となる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房
47	27年12月7日	28年1月27日	電子帳簿保存の承認要件の緩和	<p>[提案の具体的な内容] 電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読み可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。 紙による保存に替えて、電子化を税制分野でも推進していくことができるよう電子帳簿保存について見直すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読み可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっている。</p> <p><要望理由> 電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格なため、各要件に対応するには会計システムや関連業務システムにて広範囲にわたって改修対応が必要となる。また、課税期間を通じた帳簿書類のデータ量は一般的なDVDディスク容量4.7GBを超過するため、さらに大きなハードディスク等の保存ディスクを用意することが必要となる。これらの対応には相当なコストを伴うため、企業の税務関係帳簿書類の電子化が阻害されている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 税制分野でも紙による保存に替えて、電子化を推進していくことができ、企業にとっても、税務当局にとっても事務効率化が進む。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
48	27年12月7日	28年1月27日	タイムスタンプの法的根拠	<p>[提案の具体的な内容] (一財)日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。 具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプもこれに加えるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針～ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために～」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。 電子署名法第二条において電子署名の定義がされているが、1項二を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第三条5項にて記載されているが、法的な根拠が乏しい。 確定日付は民法施行法第五条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先使用権制度の円滑な活用に向けて(平成18年)では、証拠力を高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付効はない点に注意する必要がある」との記載がある。 <要望理由> 電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは国際を跨いで電子取引を行うことを推進するためeIDASとしてRegulation化されてタイムスタンプも規定されている。このeIDASでは、信頼サービス提供者ステータス情報リスト(Trustlist)に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においても中国のタイムスタンプが知的財産の存在証明として活用が進んでおり判例も出てきているが、日本のタイムスタンプの有効性を認めるか根拠が無いため日本国内のユーザが強く懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国税関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかとの不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心越境電子取引を実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用すべく法的根拠を設定すべきである。 <要望が実現した場合の効果> ユーザがタイムスタンプ利用を躊躇することなく電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済法総務業省省
49	27年12月7日	28年1月27日	給与明細の電子化実施時の本人同意取付	<p>[提案の具体的な内容] 代替手段において、当該項目の確認ができる場合は、本人同意がなくとも給与明細書の電子化が実施できるようにしていただきたい。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 <要望理由> 電子媒体などの代替手段で本人への通知義務が果たせるため。 <要望が実現した場合の効果> 同意にかかる企業での工数の削減ならびに電子帳票で保管をすることによる本人の利便性の向上。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
50	27年12月7日	28年1月27日	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 2010年に導入された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されるため、事業所用コードレス電話システムへの適用には代替周波数の割当を含めた前記規制の見直しが必要となる。 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの周波数割当の見直しや、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数の拡大をすべきである。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を追加共用していただきたい。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。</p> <p><要望理由> 規制の結果、通信容量が最大60チャネルから最大24チャネルへと減じられてしまうため、事業所用コードレス電話システムへの適用には十分なサービス品質を確保できない。チャネル数を試算すると最低5つの周波数が必要となり、現行の保護規制を見直すか利用規制分の代替周波数があれば、設置場所に左右されないサービス品質を確保することができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルには2周波数が割当てられているが、この制御チャネルの割当周波数をch31～36のいずれかに移動できれば利用規制条件を撤廃、あるいは緩和することができる。1周波数の移動で規制周波数の数を2つに緩和することができ、2周波数の移動で規制周波数を無くすことができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの移動には現行設備の更新が必要となるため移行期間を設け、その期間は4周波数を割当てて、いずれか2つを利用できるようになることが望ましい。経済性を追求する場合は、利用規制される周波数の数だけ代替周波数を割当ることが望ましい。割当てる周波数であるが、現行のデジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、この共用周波数を拡大すれば、周辺の無線システムとの共用条件に変化を与えることはない。現在のPHSの無線局の利用状況からサービス品質に影響を与えるとは思えず、年間300万局以上増加し現在1200万局以上と推定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局と共にすることで限られた電波資源の有効利用となる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 事業所用コードレス電話システムの導入、及び今後期待されるIoT/M2Mなどの高度化アプリケーションを高品質かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信網へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることができる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を勘案すれば良く、総合的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
51	27年 12月7日	28年 1月27日	IoT応用 WiFi(IEEE802.11ah)の 国内導入を可能とする 制度整備	<p>[提案の具体的内容] 現状の国内920MHz帯技術基準が、米国欧州の国際基準と不整合な部分があり、IEEE802.11ahをベースとするIoT応用の普及に障害となっている。既に100億ノードを出荷しているWiFiデバイスが今後より大きな普及を狙うIoT応用で、国際競争上の優位を維持するために前記技術基準を改定すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 現在の920MHz帯技術条件は、パッシブタグシステム及びアクティブ小電力システムの応用に基づいて検討され、制度化されたものである。 <要望理由> 現在の条件では、スペクトラムマスク及びチャネル帯域幅等の不整合により、IEEE802.11ahが使えない。 <要望が実現した場合の効果> 米国欧州とのスペクトラムマスクが整合するため、今後広く普及する11ah_WiFiをベースとしたIoT応用への、国内企業の事業参入が可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省
52	27年 12月7日	28年 1月27日	無線方式を用いた自動 火災報知設備の感知 器、発信器、中継器及 び受信機に関する技術 上の基準の見直し	<p>[提案の具体的内容] 近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、無線方式を採用した自動火災報知設備について技術基準の整備が進められてきたが、その無線設備は無線設備規則第四十九条の十七に規定される小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であることに限定されているため、同等の機能要求を満足する他の無線設備も認めるべきである。具体的にはデジタルコードレス電話の無線局や小電力データ通信システムの無線局の無線設備を追加いただきたい。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」第八条十六、「中継器に係る技術上の規格を定める省令」第三条十六、及び、「受信機に係る技術上の規格を定める省令」第十三条の二にて、いずれにおいても無線設備は、無線設備規則第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること、と記載されており、他の無線設備を許容していない。 <要望理由> しかしながら、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、同等の性能と運用を担保することができる無線設備は他にも存在するため、無線設備をひとつに限定することの合理的な理由が見当たらない。例えば、無線設備規則第四十九条の八の二に規定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の二十一の小電力データ通信システムの無線局の無線設備が適用可能と考えられる。これらの無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備よりも広帯域であるため、感知情報の報知だけに留まらず、音声や映像といった情報を双方向に伝達することも可能である。また、これらの無線設備は家庭や事業所では一般的で広く普及しており、新たな受信機や中継器を準備せずとも既存システムと連携することで経済的なシステムを構築できるため、無線設備をひとつに限定する規制は無くすべきである。 <要望が実現した場合の効果> 固定電話や携帯電話、インターネットに接続される機器との連携が容易となって端末製造事業者やネットワークサービス事業者が活発化し、様々なアイデアが加わることで、より高度なサービスの提供が期待される。また、前記時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局や小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備はグローバルに普及しているため、グローバル市場で競争できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
53	27年 12月10日	28年 1月27日	ランプバスの運行許可に係る緩和措置	・ランプバスの運行にあたっては、現在車両ごとに車両使用承認を受けなければならないが、それを事業者単位での許可条件に緩和することで、使用していない車両の効率的な活用と、各空港における効率的なグランドハンドリングの事業展開が可能となる。(バス会社等が所有している空港外の空き車両をグランドハンドリング事業者に必要な都度賃貸する、等)	(一社) 全国空港ビル協会	国土交通省
54	27年 12月14日	28年 1月27日	揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直し	<p>[提案の具体的内容] 「弁当及びそうざいの衛生規範」における「揚げ処理中の油脂劣化」を示す指標として、「極性化合物」の値も取り入れるべき。</p> <p>[提案理由] 昭和54年に厚生省から出された「弁当及びそうざいの衛生規範」において、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「酸価が2.5を超えたもの」と明記されているが、酸価の計測は比較的手間がかかる。 一方、「極性化合物」は、油脂劣化の状況を総合的に把握することができるため、世界的にも一般的な指標として使われるとともに、その値を簡易に測れる機器も普及している。酸価とともに1指標と位置づけられれば、現場での計測負担軽減につながり、より適切な揚げ油の衛生管理が期待できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省
55	27年 12月14日	28年 1月27日	畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更	<p>[提案の具体的内容] 「鶏の唐揚げ」などの加熱加工品に対する動物検疫について、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも受けれるようにすべき。</p> <p>[提案理由] 「鶏の唐揚げ」などの加熱加工品を海外から輸入する場合、動物検疫を受けなければいけないが、検疫場所が港湾地区に限定されているのが実情である。 このため、動物検疫のために港湾地区の倉庫へ運搬・入庫し、検疫後に内陸倉庫へ再び輸送しなければならず、輸送・出入庫コストが余分にかかるだけでなく、貨物の積み下ろし作業に必要な人員も確保しなければならないなど、負担が大きい。加熱加工品は加熱処理をしており、かつ内陸倉庫へは冷凍輸送を行うことから、港湾地区外の倉庫で検疫を行ったとしても問題が生じるとは考え難い。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
56	27年 12月18日	28年 1月27日	金融子会社が行うグループ会社の従業者向け貸付けの貸金業法適用除外	<p>【提案の具体的な内容】 事業者がその従業者に対して行う貸付けは貸金業法の適用除外となっているところ、金融子会社が連結グループ会社の福利厚生施策に基づき実施する連結グループ会社の従業者向け貸付けについても、同様に貸金業法の適用除外とする。</p> <p>【提案理由】 事業者がその従業者に対して行う貸付けは、企業内の雇用関係に基づく管理を前提としており、資金需要者の利益を損なうおそれがないことから、貸金業法の適用除外とされている。また、実質支配力基準に基づく子会社を含むグループ会社間の貸付けについては、貸し手及び借り手となる会社間に経済的な一体性が認められることから、企業グループ内での資金管理の利便性向上を図るべく、2014年4月1日の改正で、貸金業法の適用除外とされた。しかしながら、グループ内の金融子会社がグループ会社の福利厚生施策に基づき行うグループ会社の従業者向け貸付けについては、貸金業法の適用除外とはされていない。</p> <p>連結経営においては、連結グループ内の金融取引を、専門知識・技量を備えた金融子会社が担う事が一般的である。こうした中、事業者が福利厚生の観点から行う従業者向け貸付けについても、条件設定は当該事業者が行ったうえで、貸付けの実行についてはグループ内の金融子会社に集中せるとともに貸金業法の適用除外とすれば、連結グループ内の事務効率化に資する。貸金業法の適用除外範囲が、会社間に経済的な一体性が認められるグループ会社内に留まり、かつ、個々の貸付けの条件設定は貸付けを受ける従業者と雇用関係にある事業者が行うのであれば、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会経済的な悪影響も及ぼさないと考える。</p> <p>この要望が実現すれば、金融子会社の貸金業法対応事務が不要となり業務効率が格段に向上する。</p> <p>【参考】 貸金業法対応の事務の例：貸金業取扱主任者(国家資格で3年毎の更新必要)の設置の義務付け、3年毎の貸金業登録更新、その他貸金業法に則した事務(貸付け時に指定信用情報機関への都度登録、契約締結前書面の交付、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の完済後10年間の保存、法定標識の事務所内での掲示等)</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
57	27年 12月18日	28年 1月27日	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職(グループ間限定)の見直し	<p>【提案の具体的な内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要とする。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和する。</p> <p>【提案理由】 保険会社の常務に従事する取締役等は、内閣総理大臣の「認可」を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされている。</p> <p>現行の兼職規制の趣旨は、保険会社にとって不利な扱いの防止であるが、保険持株会社・保険会社間の兼務であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念についても問題がない。また、業務の親和性も高いことからグループ全体での迅速な意思決定にも資するものと思われる。</p> <p>見直しが実現すれば、事業者の負担軽減になるとともに、行政効率の向上にも資する事が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
58	27年 12月18日	28年 1月27日	保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>[提案の具体的な内容] 保険会社の外国における関連法人等に係る子会社等業務範囲規制を緩和する。</p> <p>[提案理由] 保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大措置がとられた。しかし、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲を適用するとの大枠は維持された。このため、保険会社が外国の保険会社を関連法人等とする際に、当該法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について原則として概ね5年以内に売却等による処分を求められる(監督指針 - 2 - 2 - 4(1)(5))。</p> <p>保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合は、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないにとどめ、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しない可能性があり、保険会社の海外展開(外国企業への投資)の制度的な障害になる恐れがある。</p> <p>保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社等が存在している場合に限定して子会社等の業務範囲規制の緩和を行うことで、保険会社の子会社業務範囲規制の全体的な制度趣旨を崩すことなく、保険会社の海外展開を促すというプラスの作用をもたらすことが出来る。よって、保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和を検討して頂きたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
59	27年 12月18日	28年 1月27日	保険契約の移転にかかる手続きの簡素化	<p>[提案の具体的な内容] 保険会社が他の保険会社に保険契約を移転する際に、移転する保険契約にかかる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会等の特別決議を不要とする。</p> <p>[提案理由] 保険会社が保有する保険契約を他の保険会社に移転する際には、移転する保険契約の規模に関係なく、移転先会社における株主総会等の特別決議が必要とされている。</p> <p>現行規制では、移転先会社における株主総会等の特別決議にて承認されるまで移転手続きを開始することができず、契約移転の仕方の多様性や機動性を阻害されることが懸念される。また、簡易な合併手続き(会社法第796条第2項)の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。以上の理由から、移転する契約にかかる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議の不要化を要望する。</p> <p>保険事業からの撤退や破たんによる保有契約への対応が必要となるケースにおいて、株主総会等の決議を待つことなく円滑な手続きが可能となり、機動的な企業再編を確保することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
60	27年12月22日	28年1月27日	建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和	<p>【具体的な内容】 建築基準法施行令第137条の2第1項(ハ)に基づく建築物の既存部分のエスカレーターの脱落防止措置の規定の緩和を願いたい。具体的には、経済的負担の少ない簡易な仕様による対策を緩和措置として許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現行法に適合しなくなった建物(既存不適格建物)について、増築等一定規模以上の工事を行う際は、既存部分も含め現行法に適合させる、いわゆる「既存適応」の規定がある。(法3条3項三号) エスカレーターの落下防止対策も例外ではなく、平成25年7月改正(平成26年4月施行)により適応対象に加わった。 一定規模以上の建築物の増改築を行う場合、既存エスカレーターに対する脱落防止措置として階高に応じた十分な「かかり代・隙間」、または落下防止措置を講じた場合は縮小された「かかり代・隙間」のいずれかを施すことが必要とされている。 現実的に「かかり代・隙間」を確保するためには大掛かりな建物改修を必要とする場合が多く、結果的にエスカレーターを取り替えることとなり、経済的に大きな負担や工期延長が想定される。また、工期延長によって駅利用者にも不便をかけることとなる。 既存エスカレーターの脱落防止措置について、経済的負担の少ない仕様・工法を特例的な緩和措置として定めることで、既存建築物の増改築を伴う事業活動が円滑に進められ、安全性の確保や経済活性化に資するほか、既存エスカレーターの耐用年限前の廃棄が回避され環境・資源対策にも効果があると考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
61	27年12月22日	28年1月27日	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の窓について	<p>【具体的な内容】 建築基準法第2条9の2ロおよび第64号に規定される通り、該当部分は「仕様規定」または「個別認定」された防火戸でなければならないとされている。新しい防火サッシを商品化する場合には、サッシメーカーに依頼して個別認定を長期間かけて取得するほかなく、ハウスマーカーはサッシメーカーに頼らざるを得ないのが現実である。既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの(縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い等、同等以上の性能のものに部品交換したもの)は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の窓についてはメーカーごとの個別認定のサッシを使用しなければならない。また、認定要件を安全性を高める側に逸脱しても新たな個別認定が必要となっている。 街並みを構成する住宅の外観をデザインしていく際、重要な要素として窓が存在する。また住戸内部の空間の構成により変化する心地よさにも窓のデザインがとても重要である。ところが防火認定のない形状および寸法のサッシを使用する場合は、サッシメーカーの個別認定を待つしかなく事実上、使用は困難な状況である。そこで既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの(縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い、認定品の網入りガラスと同等以上の仕様の耐熱強化ガラスなど、同等以上の性能のものに部品交換したもの)は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。 画一的な寸法形状のメーカー既製品の防火サッシだけでなく建物に調和したデザインされた防火サッシを建物に使用することで、心地よい居住空間が生まれ日々の生活が格段に豊かになり、意匠的に優れた建物が増えることで、美しい街並み形成の一助となると考えている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
62	27年12月22日	28年1月27日	借地借家法における正当事由制度の見直し	<p>[具体的な内容] 借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由について、大規模な耐震改修工事または建替工事が実施される場合、耐震性能の向上による建物の安全性確保を正当事由とすること、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発の認可を正当事由とすること、老朽化建物の建替えを行う場合に、用途・築年数に応じた立退料の上限を設定するなどの対応により、耐震化を推進し、円滑な市街地更新を推進するべきである。 なお、代替案として、裁判によらない借家関係の手続きとして、労働審判に類似する(仮称)借家審判制度の創設、借家紛争に関する専門部・集中部の創設(裁判所の運用の改善)ということも考えられるため、検討いただきたい。</p> <p>[提案理由] (昨年の法務省回答において、正当事由の有無を判断するに当たって、個々の具体的な事例に即して、適切に考慮されている旨のご説明があったが、)現行法の正当事由の要件は抽象的なものにとどまっており、物理的・社会的に建替えの必要がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期の交渉を強いられている。裁判所の判断についても、正当事由の判断が曖昧なものであるため、裁判官による裁量の余地に幅があり、少なくとも予測可能性を著しく欠いている。借家人の退去が進められないことは、喫緊の課題である都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進の妨げとなっている。最終的に裁判での解決を余儀なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大なものとなっている。特に、耐震診断結果や建替決議・法定再開発の認可については、一定の法的手順に基づき調査され決定された事項であるという事情を重視すべきである。以上を勘案して、区分所有法の建替え決議や法定再開発事業の認可を正当事由とすることで、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新が推進されることと考える。 以上に加えて、不動産に関する専門的知見を要する事件であるにもかかわらず、裁判所の体制として専門部や集中部により審理されておらず、多数の事件が多く裁判所の通常部で個別的に審理判断されているため、結果として、各裁判所の示す判断(とりわけ立退料の金額に関する判断において、この傾向が顕著なものと見受けられる)は統一的なものとは言い難く、当事者からすると予測可能性が著しく欠ける。 本件は、特に都市部において建築物の機能・性能の向上(建物の耐震改修や土地機能の更新(建物の建替))の大きな障害になっている上、都市の防災上の観点及び不動産資本の有効利用という経済合理性からも好ましからざる状況になっている。都市の建築物ストックの有効活用が叫ばれるとともに、不動産の流動化が進んでいる現在、立退料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。正当事由制度は、住宅不足が懸念されていた戦時中に立法化された制度であり、現在の住宅事情をふまえた見直しが望ましい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省
63	27年12月22日	28年1月27日	建築士事務所登録手続き等の統一	<p>[具体的な内容] 現在、建築士事務所登録等の手続き(新規登録、変更登録等)については、各地方自治体ないし各建築士事務所協会が窓口となっている。しかし、各自治体ないし各建築士事務所協会によって書式が異なり、また、記入方法・添付資料等についても統一されていないため、自治体ごとに個別対応しなければならず、業務効率低下につながっている。については、書式・記入方法(内容)・添付資料について、他法令(例えば、宅建業法、建設業法、測量法等)同様、国において定めたルールに基づき、全国で同様の運用をしていただきたい。</p> <p>[提案理由] 建築士法第23条(登録)、第23条の2(登録の申請)、第23条の5(変更の届出)等により、建築士事務所を開設する場合等には届出が必要である。しかし、届出書式は窓口(自治体または建築士事務所協会)ごとに異なっており、その運用方法も窓口ごとに異なっている。具体例(例えば、役員変更の届出の例)として、以下のようなものがある。添付資料が異なる例として、A窓口では新規に就任する役員について「登記されていないことの証明書」の提示を求められるが、その他の自治体では不要となる、記載方法が異なる例として、A窓口では変更前と変更後の両方の役員の記載が求められるが、B窓口では就任後のみ記載する、記載内容が異なる例として、A窓口では新任監査役の記載が求められるが、B窓口では記載不要となる。第23条の3における「役員等」の範囲の解釈が異なるものと思われる。運用に疑義が生じた場合には国(国交省)に都度窓口経由で問い合わせをしており、届出者・窓口・国のいずれにも余計な手間がかかっている。 国において統一書式・運用ルールを決定し、各窓口に周知することにより、個別対応及び確認の手間も省け、業務効率化が見込める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
64	27年12月22日	28年1月27日	住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算について	<p>[具体的な内容] 同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>[提案理由] 同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 法律上、同一の主体が建設業と宅建業を兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握して、供託金額を算出の上、両者を合算して供託することが求められている。 しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり、事業者が負うべき資力を見出せない。 住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者(販売代理店)ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠いていると考えられる。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保されると思われる。 昨年の回答において、「検討に着手」とされており、早急に具体的な措置をとる必要がある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
65	27年12月22日	28年1月27日	公共建築物における構造種別制限の見直し	<p>[具体的な内容] 国土交通省大臣官房官庁営繕部が規定している「新営予算単価」は、国、地方公共団体が公共施設整備を行う際の基準となるものであり、建物別に「構造、階数、毎の建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費について定めている。 同規定には、1、2階建ての庁舎についてはRC(鉄筋コンクリート)造およびW(木)造、3～5階建ての庁舎についてはRC造のみを記載しており、あたかも1～5階建ての低層庁舎にはS(鉄骨)造は適用対象外であるかの表記となっている。全国の公共施設整備関係者が合理的な構造種別の選択を行えるよう、階数1～5、8階建てについてもS造の項目を追記するよう要望する。</p> <p>[提案理由] 国土交通省大臣官房官庁営繕部が規定している「新営予算単価」は、国、地方公共団体が公共施設整備を行う際の基準となるものであるが、1、2階建ての庁舎についてはRC(鉄筋コンクリート)造およびW(木)造、3～5階建ての庁舎についてはRC造のみが記載されており、あたかも1～5階建ての低層庁舎においてS(鉄骨)造は適用対象外であるかの誤解を与える表記となっている。国・地方公共団体の公共施設整備担当部局の中には当該規定に盲目的に遵従しているところもあるため、建設コストや工期縮減等の観点から施設内容に応じた最も合理的な構造種別を選択することを妨げる要因となっている。 昨年9月、日本鉄鋼連盟より国土交通省官房営繕部に対し、「施設毎に合理的な構造種別選択がなされるよう、階数1～5、8階建てについてもS(鉄骨)造の項目を追記いただきたい」との要望を申し入れたところ、本年6月に国土交通省官房営繕部より「低層庁舎においてS造は一般的な構造種別ではないため記載しない。」との回答があった。しかしながら、国土交通省による公表データ(建築着工床面積、2014年度)によれば、「公務用建築物」における階数別のS造のシェアは、1階、2階共53%で過半を占めている他、3階(32%)、4～5階(22%)も相当程度の実績があり認識が異なる。また、同部が別途定めている「建築構造設計基準」においては、「建築物の構造形式及び構造種別は、設計上考慮すべき荷重及び外力に対する構造体の性能の水準の確保のほか、規模、形状、経済性等を考慮して決定する」と、建物の高さによるのではなく、それぞれの事情に応じて合理的な検討を行い、構造種別を決定するよう規定しており、「新営予算単価」も同じ原則に則って改訂すべきである。 昨今の建設事情により、特に東日本地域においては、鉄筋工の不足やコンクリート資機材の高騰などRC造に特有の事情によって工事の遅延や入札不成立という事態が起されている。今後行われる公共施設整備において、地域事情や個々の構造物の規模、形状、経済性等を考慮して最も合理的な構造が採択されるようになれば、結果として多くの事例において施設整備費用の縮減、建設工期の短縮が図られることとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
66	27年12月22日	28年1月27日	建物区分所有法における決議要件の変更	<p>[具体的な内容] 区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。 特に、建替え決議について、建物区分所有法第62条中「区分所有者及び議決権の各5分の4以上」の賛成を必要とする要件を見直し、都市再開発法に基づく組合設立要件と同様の「区分所有者及び議決権の各3分の2以上」の賛成を要件と変更するよう求め る。</p> <p>[提案理由] 省エネ化・バリアフリー化に対応した建物への建替えに伴い、CO₂削減効果や良好な街並み形成に寄与できる。 また、不動産市場の活性化にも寄与するものと考えられる。また、旧耐震基準(S56以前)マンションの存在等により、老朽化マンションの建替え需要が増している。しかし、建替え決議要件が過大であることにより都市機能の更新が進まない現状にある。このような状況下で、当制度の改革を行わないのは公共の福祉に反するものである。</p> <p><頭数要件の緩和> 不動産市場の活性化という観点から、決議要件全般において頭数要件の緩和を広く検討いただきたい。頭数要件の緩和について、「区分所有関係が一つの共同生活関係である」という側面について昨年法務省より回答があり、その部分について異議を唱えるものではないが、共同生活関係とは、特に区分所有者=居住者であるマンションを想定したものであり、法人賃貸を目的としたオフィス乃至商業用途に特化したビルには当てはまらない。特に昨今の不動産市場の活性化・流動化により、区分所有者が機関投資家(ファンド・リート等)であることも多く、共同生活関係という考え方方が変化しており、現行の基準が不動産市場の活性化を妨げていることを念頭に置いて検討いただきたい。</p> <p><建替え決議の緩和> 都市再開発法にもとづく、市街地再開発事業の組合設立要件は「区域内の3分の2以上の賛成」であることに鑑みると、自らの意思で区分所有関係を構築している区分所有者の団体の建替え決議要件は、「5分の4以上の賛成」ではなく「3分の2以上の賛成」とすることが相当である。このような変更を行っても、マンション建替えにおける反対者に対しては、時価での金銭買取りが法律で定められており、反対者が権利上不利益をこうむることはないものと考える。 昨年の法務省回答において、「建替決議の内容を実現させるためには、決議に賛成しなかった区分所有者の権利を買取りことになるところ、決議要件を緩和した場合、その分だけ買取りの費用負担が重くなり、建替え事業にとっての障害になる可能性がある」旨の説明があったが、デベロッパーが関与する事業においては、その点が障害となる可能性は低い。 自主建替えの事業においても、区分所有者が買取りの費用負担も含めて建替え事業を進めるかどうかを判断すれば足り、決議要件を緩和することによって一概に建替え事業の障害が増すものではない。例えば現行基準では、買取り費用の増加分を負担しても建替えをしたい区分所有者がいた場合でも、4/5以上の賛成がなければその検討すら出来ないところ、仮に決議要件が2/3に緩和されれば、コストアップを含めても建替えをしたいというニーズを満たす選択肢が与えられることとなり、より建替えの可能性が高まると考えられる。 なお、建替決議前に把握していた同意状況と実際の決議の結果に大きな差が生じた場合は、事前の想定より買取り費用が増加し、資金調達の問題で建替決議がなされても建替えの実現が困難になるケースが生じ得るが、あらかじめ決議に条件を付けるなどして対処策を定めることができると、決議要件の緩和によってもたらされる建替えの実現可能性の拡大という点と比較考慮すると、この資金調達の点をもって、決議要件の緩和により建替えの実現可能性が後退するとは言えない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
67	27年12月22日	28年1月27日	登記完了後に交付される書類の記載内容改善	<p>【具体的な内容】 登記完了後に交付される書類において、公簿地積、権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できるよう記載内容を改善すべきである。もしくは、登記完了後に交付される書類に登記事項が確認できる書類(登記事項証明書等)を手数料なしで追加交付すべきである。</p> <p>【提案理由】 平成18年度および21年度の規制改革要望における本要望に対し、平成23年の関係法令改正によって一部要望事項が反映されたものの、「権利設定登記における目的・範囲」など乙区の「権利者その他の事項」について確認ができない内容となっており、要望事項が十分に反映されているとは言えないことから、再度改善を要望するものである。 不動産登記法改正(平成17年3月施行)により、登記申請の方法として従来の「書面申請」に加え、「電子申請」による方法が認められ、平成20年7月14日以降すべての法務局への「電子申請」が可能となった。また、不動産登記規則の一部改正(平成23年6月施行)等により、登記完了後に法務局から交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず次のとおりとなっている。</p> <p>登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示(所在、地番、地目、地積、2以上の権利登記のときは順位番号に当該登記を識別するための符号) 登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報 不動産登記法改正前は、登記所(法務局)から登記済証が交付されていたことから、登記内容を確認することが可能であった。しかし、同法改正により、登記完了後に交付される登記完了証および登記識別情報通知では、権利設定登記における目的・範囲等の「権利者その他の事項」について、登記完了後に当該地の登記事項証明書等の交付を受けなければ確認できない状況にあり、登記事項証明書等の交付手数料(全部事項337円/通=登記情報提供サービス利用時)が必要となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
68	27年 12月24日	28年 1月27日	外国人の入国管理に関する提案	<p>(1)「企業内転勤」における定義・判断基準の明確化 在留資格「企業内転勤」については、それが認められる範囲等、中身について曖昧な点が多く、例えば、「系列会社についてどの程度の関係性まで認められるのか判断しづらい」といった指摘が為されている。また、運用においても裁量の幅があり、例えば現場からは、「親会社から子会社への異動は認められやすいが、子会社間の異動は認められにくい」「入管の担当者により判断にばらつきがある」等の声を聞く。 このように、実際に申請してみないと異動が認められるか否か分からぬ、というには企業にとって大きなリスクであり、我が国への優秀な外国人の受け入れ促進を阻む要因となり得る。「企業内転勤」において、どこまでが認められるのか、に関する判断基準を明確化すべきである。</p> <p>(2)「企業内転勤」における「就労経験1年以上」基準の緩和 グローバルなプロジェクトの立ち上げ等により、海外現地法人の従業員を新たに日本に勤務させるような場合、「企業内転勤」の在留資格について省令に定められた「就労経験1年以上」の基準が障害となることがある。業務の必要性に応じた機動的な人事異動を阻害することのないよう、要件を緩和すべきである。</p> <p>(3)観光人材における在留資格制度の変更 我が国を訪れた外国人観光客の観光を支援・補助するような外国人材については、現在、「技術・人文知識・国際業務」「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格で入国する場合が多いが、これらの審査においては専門性が条件として求められる傾向が強い。しかし、実際の観光現場においては、専門性よりも接客を含めた多様な経験が求められており、制度と実際のニーズにギャップが生じている場合が少なくない。 現場の実態を踏まえ、例えば観光人材に特化した新たな資格区分を設ける等、ニーズに合った制度変更が為されるべきである。</p> <p>(4)中小企業の事情に鑑みた措置 在留資格においては条件として専門性が特に重視されるが、中小企業では、従業員は一つの専門分野のみに従事するのではなく、様々な業務に関与せねばならないことが多い。こうしたことから、当該人の専門性と実際に予定される業務内容が必ずしも合致しないケースも少なくなく、この場合、許可が下りないこともある。中小企業に関しては、こうした事情に鑑みた制度上の措置が設けられるべきである。</p> <p>(5)フリーランス人材の在留資格 我が国の入国制度においては、当該人の身分を企業等の所属機関が保証することが原則となっており、在留資格「高度専門職」についても、「本邦の公私の機関との契約」がその条件となっている。しかし、優れた専門能力を持つ者が組織に所属しているとは限らず、フリーランスで各国を渡り歩く人材や、日本に事務所を置かずに日本での投資のみ行いたい人材もいるはずである。 このようなフリーランスの人材を考慮した制度上の措置を講ずるべきである。</p> <p>(6)在留資格申請に係るオンライン・郵送可能化 現在、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等の手続にあたっては書類を窓口に持参することが求められている。申請者の利便性向上のため、オンラインや郵送でも申請可とすべきである。</p>	(一社)新経済連盟	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
69	27年 12月28日	28年 1月27日	高さが31メートルを超える物流施設における非常用エレベーターの設置要件の見直し(設置台数の削減)	<p>【提案の具体的な内容】 高さが31メートルを超える物流施設については、その施設の特殊性に鑑み、設置が義務付けられている非常用エレベーターの台数の削減を図られたい。</p> <p>【提案理由】 高さが31メートルを超える建築物には、高さ31メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積に応じて必要と定められている数の非常用エレベーターを設置しなければならない、とされている。 物流施設は近年大型化が進み、高さが31メートルを超える施設の建設が増えている。物流施設は一般的に保安上の理由から、限られた比較的少数の関係者のみが出入構を許される施設であるが(不特定多数の一般客の利用を想定した施設ではない)、こうした施設の特殊性が考慮されないため、平時に必要な台数を大幅に超える数の非常用エレベーターを設置せざるを得ない事例も見受けられる。 近年の市場ニーズを反映し、極めて大規模な物流施設の建設が増えつつある中で、消防関係者からも法定設置台数が多過ぎるとの指摘も聞かれていることから、必要設置台数に係る現行規定の妥当性を改めて検討する必要があると考える。 必要台数の削減が実現すれば、物流施設内に設置する非常用発電装置の小型化が進み、環境負荷の低減や安全性の向上が図られるものと想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
70	27年 12月28日	28年 1月27日	石油コンビナート地帯における航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の緩和	<p>【提案の具体的な内容】 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準について、石油コンビナート地帯に限り、これを緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 昼間に於いて航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から60メートル以上の高さがある場合には、昼間障害標識を設置しなければならない、とされている。そのうえで、地上高100メートル以上150メートル以下の物件で、当該物件から200メートルの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の物件(障害物)があり、その物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合には、昼間障害標識の設置が免除される。 石油コンビナート地帯における煙突のうち、すでに昼間障害標識が設置されているものの、上記の設置免除基準を満たしているものについては、有識者より、景観上の問題があり、その改善を図るため、塗装を「赤白(すなわち、昼間障害標識を設置している状態)」から「他の色(すなわち、昼間障害標識を設置していない状態)」に変更すべきとの指摘があった。しかし、仮に変更する場合は、「閃光型」の航空障害灯を設置しなければならず、過大な設備投資を要するため、変更が困難な状況となっている。 こうした中、石油コンビナート地帯には、そもそも飛行制限(航空機の最低安全高度を最も高い障害物の上端から300メートルと規定)が設けかれていることから、航空障害灯の設置免除基準を緩和しても支障がないとも考えられるため、緩和に向けて検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
71	27年12月28日	28年1月27日	航空機の装備品の整備委託管理における承認規程の見直し(受託者に関する記載の不要化)	<p>[提案の具体的な内容] 受託者への審査・評価、社内規定・システムによる受託者や品目の管理等、適切な委託管理を行っていると判断される航空運送事業者に限り、個々の受託者について、整備規程への記載ならびに届出を不要とすべきである。</p> <p>[提案理由] 装備品の整備に係る業務の委託については、航空運送事業者が、非重要装備品を含む全ての装備品整備の受託者の選定基準及び受託者を整備規程に定めることとされている(但し、機体、発動機、プロペラその他の重要装備品(構成部品を含む)以外の設定又は変更は、届出により認められている)。 しかし、管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、整備規程に定めること、システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出すること等の方法を通じて、当該事業者による受託者への審査・評価の状況、社内規定・システムでの管理状況を当局が把握し、当該事業者が適切な委託管理を行っているか否かを確認することが可能と考えられる。 要望が実現すれば、受託者の追加、変更の承認ならびに届出手続きを要する時間および人員の削減に加え、整備規程への反映を完了するまでの期間の短縮化を図れるため、在庫数が減少している期間の短縮化が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
72	27年12月28日	28年1月27日	航空機の予備品証明書交付に係る手続きの簡素化	<p>[提案の具体的な内容] BASA、Working ArrangementまたはMoU締結国のAirworthiness Approval Tagが発行されている装備品については、当該Tagの提出により予備品証明書の交付を可能とすることで、予備品証明書交付手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>[提案理由] 重要装備品の予備品証明に係る検査は設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状において行うとされており、検査の際には当該装備品及び関係書類を提示することが求められている。 このため、予備品証明の対象となる重要装備品が、故障により交換が必要となった場合、現地で当該装備品を直接調達(新規購入又は修理完了品の入手)することはできず、一旦東京航空局又は大阪航空局に当該装備品を持参し、予備品証明を受けたうえで現地に送付する必要がある。その結果、部品交換までの追加的な期間が発生し、場合によっては大幅な遅延または欠航が生じる可能性がある。迅速な装備品の入手を可能とすることで、航空便を維持しその利用者の利便性を損なわないようにするための対策を講じる必要がある。 耐空性基準がわが国と同等であるBASA、Working ArrangementまたはMoU締結国のAirworthiness Approval Tagが発行されている場合は、当該Tagを確認することで、検査の要件(設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状において行うこと)を満たしていると判断できることから、当該装備品自体を持参することなく、その代替手段として当該Tagを提出することとしても、特段の問題は生じないと考えられる。 仮に、当該Tagの確認だけでは検査内容としては不十分と考えられる場合は、以下に挙げた2つの方法を活用することにより、これを補完することも一案と考えられる。 写真等による確認 航空運送事業者が整備規程に基づき、または認定事業場が業務規程に基づき領収検査を実施した結果の確認</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
73	27年 12月28日	28年 1月27日	装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準の改訂に係る届出要件の緩和	<p>[提案の具体的な内容] 各運送事業者が独自に定めている「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」(MEL)について、米国連邦航空局(FAA)が発行するMaster MEL(MMEL)に設定された基準の範囲内でこれを改訂(修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMELに設定された基準をより厳格な内容に改訂)する場合は、航空局への届出による変更が可能となるよう、整備規程の届出に関する要件を緩和すべきである。</p> <p>[提案理由] MELとは、航空機の装備品等が正常でない場合に当該航空機の航行の安全を害さない範囲で航空機の運航が許容されるかどうかの基準を定めたものである(「故障の隔離」、「同等性の確保」、「修理期限」、「運航上の制限」より構成)。 MMEL通りに設定しているMELをMMELの改訂通りに改訂する場合は、届出によりこれを行うことが可能とされているが、修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMELで設定された基準より厳格な内容へと改訂する場合は、MMELの改訂通りの改訂に該当しないため、航空局による承認を要する。 他方、既に承認され、もしくは届出を受理された整備要目の技術資料等に設定された整備間隔の範囲内の改訂もしくは作業深度より深くする改訂の場合は、航空局への届出によりこれを変更することができる。 通常、各航空運送事業者はMMELに基づいてMELを設定しているが、各社の運航環境や運航経験等を考慮したうえで、MMELに定められた条件よりもさらに厳しい条件を各社のMELに独自に設定する場合がある。 例えば、修理期限について、MMELで「10日以内に修理」と設定されているものを航空運送事業者のMELでは独自に「3日以内に修理」とする場合や、運航上の制限について、MMELの条件を全て満たしたうえで更に追加の条件をMELに設定する場合などである。これらの場合、MELの条件を満たせば、自動的にMMELの条件を満たすことになる。 要望が実現すれば、運用許容基準の認可の迅速化に資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
74	27年 12月28日	28年 1月27日	双発機による長距離進出運航実施基準の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 双発機による長距離進出運航実施承認審査基準の適用対象については、国際民間航空条約附属書6や諸外国で定められた同種の基準と同様に、航空運送事業の用に供する運航とすべきである。</p> <p>[提案理由] 本邦航空運送事業者は、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準に基づく承認を受けた場合を除き、航空運送事業の用に供する双発機による長距離進出運航を実施してはならない、とされている。したがって、実際に航空運送事業の用に供するか否かにかかわらず、航空運送事業の用に供する双発機が長距離進出運航を実施する場合は、当該基準を満たし、承認を受ける必要がある。 他方、国際民間航空条約附属書や米国で定められた同種の基準では、当該基準の適用対象は、航空運送事業の用に供する運航を行う場合に限定されており、航空運送事業の用に供する双発機そのものを適用対象としていない。 そのため、新造機を海外から日本へ空輸する場合をはじめ、有償での旅客又は貨物の運送を伴わない無償飛行として双発機を運航する場合、本邦航空運送事業者は当該基準に基づく承認を求められ、結果的に諸外国の航空運送事業者と比べて、追加的な運航・整備費用を負担せざるを得ない状況にある。 諸外国の航空運送事業者との厳しい競争に晒されている現状に鑑みれば、当該基準により生じている本邦航空運送事業者に対する不利益の是正策を講じるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
75	27年12月28日	28年1月27日	回転翼航空機への連続式耐空証明の交付	<p>[提案の具体的な内容] 航空運送事業の用に供する回転翼航空機について、国の認可を受けた整備規程もしくは製造メーカー指定の整備方式により適確に整備されている場合においては、連続式耐空証明を交付すべきである。</p> <p>[提案理由] 航空機の耐空証明の有効期間は通常1年とされているが、航空運送事業の用に供する航空機については、別途、国土交通大臣が有効期間を定めている。具体的には、航空運送事業者にあっては、信頼性管理体制をはじめとする適確な整備管理体制を有し、当該事業機の耐空性を適切に維持・管理していることが当局に確認された場合には、当該事業機の耐空証明の有効期間は、当該事業者の整備規程の適用を受けている期間とされている（連続式耐空証明）。</p> <p>耐空類別では、飛行機輸送T(T類)の航空機が連続式耐空証明制度の適用対象となる一方で、T類以外の航空機（例えば、回転翼航空機）については、適用対象外となっている。</p> <p>しかし、近年、回転翼航空機は高性能化が進み、品質・信頼性が格段に向上している。また、米国においても、米国連邦航空規則(FAR)21.181に基づいて整備が実施されている航空機については、原則、連続式耐空証明の交付対象となっている。</p> <p>こうした現状に鑑み、回転翼航空機について、国の認可を受けた整備規程もしくは製造メーカー指定の整備方式により適確に整備されている場合に限れば、継続して安全性・環境適合性が確保されているものと考えられ、連続式耐空証明を交付することとしても、特段の問題が生じないものと考えられる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
76	27年12月28日	28年1月27日	航空機の発動機等の限界使用時間及び整備方式に係る指定内容の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 航空機の発動機等、重要な装備品については、国が指定する限界使用時間及び整備方式に関わる内容が、整備技術の進歩を適切に反映したものとなるよう、不断の見直しを行うべきである。</p> <p>[提案理由] 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他の国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない、とされている。具体的には、航空機の発動機等、重要な装備品については、国土交通大臣がその限界使用時間や整備方式を指定しており、指定された条件を満たす形で、航空機製造メーカー各社が発行し、国の承認を受けた整備マニュアルに基づいて、整備が行われている。</p> <p>近年は航空技術の進歩に合わせて、航空機の性能・品質・信頼性が格段に向上し、航空機の安全性の向上が図られているが、これに伴い、整備技術も発展している。また、世界では、航空機の整備方式自体について、オーバーホール方式から信頼性管理方式（オン・コンディション方式）へと移行が進んでいる。</p> <p>しかし、国土交通省告示で規定されている内容は、航空技術の進歩を適切に反映しておらず、航空機製造メーカー各社が、最新の技術水準に合わせて隨時改訂している整備マニュアルとの乖離が生じている。例えば、ヘリコプターの発動機のうち、アリエル1Bについて、製造メーカーの整備マニュアルではオン・コンディションとされているものの、国土交通省告示では3000時間ごとオーバーホールとされている（オーバーホールの経費は約6千万円／回）。</p> <p>そのため、航空機使用者は整備費用（交換予備品の保有、交換作業人員の確保、交換作業期間中の機体の非稼動による損失等を含む）の過大な負担を強いられており、わが国航空産業の国際競争力強化を阻害する要因のひとつとも考えられる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
77	27年12月28日	28年1月27日	航空機装備品の予備品証明の申請手続きの迅速化	<p>[提案の具体的な内容] 申請受付・受検場所の拡充等を通じて、航空機装備品の予備品証明の申請手続きの迅速化を図るべきである。</p> <p>[提案理由] 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機の使用者から、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、予備品証明の申請があった場合において、当該装備品が法令で定めた基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない、とされている。 しかし、実際には、申請書の提出先と受検場所が、東京航空局と大阪航空局の2ヵ所に限定されている。とりわけ、現物の持込みを認められる受検の際には、遠方の申請者にとって負担となっている。提出時期についても、提出先(上記航空局)に問い合わせた後、航空機検査官から一方的に申請受付日と検査日が指定されることに加え、1日あたりの申請受付件数にも上限が設けられているため、申請自体が拒否されることもある。 こうしたことから、たとえ装備品をメーカーから迅速に入手し、現物が手許にある状態であっても、申請手続きから検査の実施まで長時間を要し、その結果、運航制限や整備遅延等の支障を来たすこと少なくない。 機動性の高いヘリコプターといった救難・防災用の緊急性の高い航空機をはじめ、整備対象となる航空機を速やかに通常運航体制に復帰させる必要があることから、申請手続きの迅速化を図るための対策を講じるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
78	27年12月28日	28年1月27日	酒類小売業免許における酒類販売業の承継手続きの簡素化	<p>[提案の具体的な内容] 企業の経営統合や合併等を機に酒類販売業を承継するとき、引き続き当該販売場で営業を行っている場合は、酒類販売業免許取消申請書、店舗所有者及び店舗立地底地権者全員の承諾書、建物等の配置図・収支の見込み、土地及び建物の登記事項証明書の提出を不要とするなど、承継手続きを簡素化すべきである。</p> <p>[提案理由] 酒類小売業免許を受けてから、酒類販売業者が法人成り等(法人成り、法人の合併、会社分割、営業の承継)をする場合に行う申請手続きにおいて、申請書又は添付書類として、引き続き当該販売場で営業を行っているにもかかわらず、改めて酒類販売業免許取消申請書、店舗所有者及び店舗立地底地権者全員の承諾書、建物等の配置図・収支の見込み、土地及び建物の登記事項証明書を、販売上の所在地の所轄税務署長に提出することとなっている。 しかし、提出を認められている書類・資料については、それらが本質的に必要なものか、提出の目的が判然としないものが少なくないうえに、これらの書類・資料の入手・作成に要する作業の負担は膨大であるため、当該事業の生産性向上を大いに阻害している。 例えば、過去の事例においては、以下の作業が発生した。 地権者への対応として、承諾書への署名・捺印のための書面の作成と発送(住所不明地権者の送付先確認も含む)、全店舗及び土地の譲本の取得、電話問い合わせ対応や訪問説明に相当の時間を費やした。 転貸物件の場合には、さらに所有者の転貸契約書の写しが必要であるため、所有者から写しを取り寄せた。 開店後数十年を経過した店舗は店舗図面が見当たらず、改めて図面を作成することとなった。 現状販売している店舗にも関わらず、収支の見込み(次葉4他)の提出を求められた。 76店舗144名の地権者の同意が必要で、作業に要した所要時間は368時間に上った。内、休日出勤は14日(労働時間116時間)、底地権者を再確認するために145枚の構図を取得し、その後180件の建物及び土地譲本も取得し費用は156,865円となった。 要望が実現すれば、企業による経営統合・合併を行う際に、地権者への対応も含めた承継手続き作業に要する時間の短縮、費用の削減、生産性の向上につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省